

Title	一七八九年のフランスに於ける農民階級
Sub Title	
Author	小泉, 順三
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1929
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.23, No.12 (1929. 12) ,p.1769(33)- 1845(109)
JaLC DOI	10.14991/001.19291201-0033
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19291201-0033

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

一七八九年のフランスに於ける農民階級

小泉 順三

序

- 一、農民の精神的生活
- 二、農民の物質的生活
- 三、富める農民
- 四、貧しき農民
- 五、農民とルンペン・プロレタリアート
- 六、農民の革命に於ける地位——結論

序

シイエースの定義した如く、十八世紀末に於けるフランスの農民階級は、明白に第三階級の中に數へる事が出来る。而も事實に於て、其大なる構成部分を形成して居つた。何んとなれば、一言を以つて盡せば「十八世紀のフランスは本質的に農業國家であつた」からである。(註一)

本稿に於ては、この農民階級がかくの如き多數を擁し、あれほどの壓迫を受け、且革命の進行に

第二十三卷

(一七六九)

一七七九年のフランスに於ける農民階級

第十三號

三三

つれて激烈な一揆を全フランスに蜂起せしめ得たにも拘らず、尙革命の指導的立場を占めて居なかつた事を論じて見やうと思ふ。

一、農民の精神的生括

總體的に考察した十八世紀末のフランス農民階級は、第三階級中の他の下級分子——都市の中に生起したもの、或は、都市に關係を有するもの、即ち、都市の勞働者の集團——よりも遙かに、精神的物質的に低下した地位を占めて居つた。

何故に、彼等は精神的に低下した地位を占めて居らねばならなかつたのか。それには次の如き理由が存して居る。

前者は、都市の中に生活し、そこに生起する精神的刺戟に動かされ、狹隘な區域に大勢集團してゐる事と、政府の所在地に近接して生活してゐるといふこの二つの事實のために、集團的結合も容易であり、且彼等の見識に於ても、政府に對して幾分なりとも、自覺的或は組織的な反抗を示す事が出来た。又、たとへ、そんな能動的な反抗を示し得なかつたとしても、政府に近接して存在してゐるといふ事實で、何等かの作用を政府に及ぼす可能性は充分であつた。殊に、中央集權的傾向の増大に伴ふ一切事物の都市——特に首府——集中と云ふ當時のフランスに於ける社會的國家的發展は都市に居住するこの團體に非常に好都合な條件であつた。故に、此等の都市的分子も隨分酷くに壓迫された事はされたが、彼等よりもより酷くな壓迫か罰を蒙る事なしに敢えて行はれ、且社會の進歩的事柄から隔離されて居つた農村分子に比較すれば精神的には遙かに光明ある前途を見る事が出来得たのである。

かくの如く考察して見ると、古代制度アンティク・レジームの有する種々な特權が、實際に農民を苦めた最大の束縛であつた事は確かであるが、前記の社會的發展による進歩的趨勢から彼等が全く背いて居つたと云ふ事程農民の有した最惡の條件は無かつたと推定する事が出来る。

このために、第一に彼等が失つたものは保護と指導である。

即ち、中央集權的發展による都市の發達へ、彼等の領主たる貴族が參加した事は、彼等が其主から見棄てられた事を意味した。ゾルサイエの宮殿に一切の奢侈と光輝とが凝り固つた時には、フランスの山野は無智と貧困と荒廢を以つて蔽はれた時である。

然し、貴族の領地に對するこの無關心は、革命直前に突然流行して、その結果、革命の誘發に對する大なる要素となつたと推論する事は許されない。既に、十七世紀の初葉、アンリ四世は貴族の領地放棄と云ふ事を嘆いたと云はれてゐる。此放棄は十八世紀の中葉に及んでは一般的になつて居つた。當時のあらゆる書物、たとへば、經濟的論說、財務監督の書簡、農村からの報告等は、等しく、この事實を悲觀して眺めて居つた。

此事を最もよく證明してゐるものは人頭税の目錄である。人頭税は其本質として、課税對象物の現存場所に於て課せられたのであるが、この目錄によると、大貴族の全部及小貴族の一部はパリに於てそれを支拂つて居る。其資産が彼等に移動さす事を許さない貴族を除いては、自ら好んで農圃に止まつてゐる貴族は殆んど一人もなかつたと云つていいのである(註三)。従つて、貴族は、最早、

農民の實質上の保護者でも支配者でもなかつた。彼等は、農民に對して、協力、指導、援助等の善行を實施する理由を持たなかつた。農民に關する事項は、すべて、彼等に未知のものとなつたのであるから、彼等の興味は、當然、農村から隔絶して了つたのである。特權を行使して搾取すべき物質、これこそ、貴族の頭腦の中に定義された農民の實體であつた。トックヴィユはこれを評して魂の不在主義と云つてゐる。

魂を不在にした貴族は、彼の領地に偶々歸つても、彼の不在中に彼の執事が行つた如くに行ひ、彼の執事が考へた如くに考へたのである。彼は、自己の小作人を單なる債務者として觀察し、且法律に従つて充分な貢獻を農民から容赦なく引出したのである。魂を巴里に住まはせて居つた貴族は、城廓の中で極めて質素な生活を送りながら、巴里の冬を過すに相應した金を如何にして貯へやうかといふ事のみを腐心して居つた。

勿論、かくの如き貴族ばかりではなかつた。個人的除外例はあつた。義務とか、利益とか云ふ事によつて、そうする事を餘儀なくされたのではなくして、農民の幸福の爲に努力を惜まなかつた多くの富裕な地主が居つた事は何人も否定しない。リンアンクル公の如きは其適例である。彼は、貧民の娘を集めて彼女等に技術を教へ、教育を授け、結婚の時には、彼女等の質銀の正當な分前を結婚費用として與へた。アーサー・ヤングは、彼の施設を評して全く人道的であると云つてゐる(註三)。然し、これらの人々は、當時の状態から云へば、一種の階級的叛逆人、超階級的異分子であつた(註四)。たゞ、こゝに注意すべき事は、貴族の不在制度は農村の保護と指導と放棄する結果を生じたので

あるが、これは都市に住んだ貴族が意識的に農村を顧みなかつた事にもよるが、それ以外に、もう一つの理由が作用して居つたといふ事である。それは、中央の政權が、貴族の領地に對する行政裁判權を減少せしめ、或は、全く取上げてしまつたと云ふ事である。即ち、中央集權の結果として貴族は何等實際的に農民政治に參與するの必要を感じなくなつた。中央政府の立場からこれを云へば貴族の行政權の行使は中央集權の大なる障害となるものであつたから、適宜に之れを縮める事は絶對に必要でもあつたのである。

實際、地方を治める者は中央の任命による官吏であつた。故に、貴族が單なる土地所有者、土地資本家として農民に對して居つたのは此意味に於て、當然の結果だと云ふ事は出來た。州知事は其部下に「領主は教區の農民中の第一人者たるにすぎない」と注意する事を怠らなかつたと云はれてゐる(註五)。然し、何れにしても、都市在住の貴族が彼の農民に對して、善良にして仁慈な地主でなかつた事實には些の違變もないのである。

普通、貴族による農村の放棄の由來を求める人は、屢々、これを或る特定の王、或大臣の政略に依るものとする。或人は、これを、リシユリユーに、又他の人は、ルイ十四世に溯つて其源を求めてゐる。成程、王の政策は、貴族を人民から引離し、これを王廷に魅きつける事にあつた。そして、この政策は、未だ貴族が王に對して有力な一敵國の觀を呈して居つた十七世紀に於ては、特別の嚴重さを以つて施行された。王が州知事に發する質問の一つは「お前の州の貴族は、そこに止まる事を選ぶか、或は、彼の家を離れることを選ぶか」といふのであつた。これに對して、一知事が自分の州の

貴族は、宮中の社交や王に對する勤務よりも、單純な百姓の仲間である事を好むと云ふ返答をしたとするならば、その返答は甚だ遺憾な面持を王の肩上に喚起したのである。然し、この王政確立のために甚だ不敏な貴族こそ、後には、田舎に於てフランス王政を守り、且其ために死を辭さなかつた唯一の人々であつた。

とまれ、貴族の王都移住を以つて、誰彼の施政の直接の結果であると論ずべきではない。この現象の眞にして且重要な原因は、個人の政策に存するのではなくして、當時の制度の徐々として不斷の進行に存するものと見るべきである。換言すれば、中央集權國家の確立化が漸次に貴族からその封建的色彩を奪取した結果である。

今貴族について云つた事は、又等しく、一般に富裕な地主、換言すれば農村の智識階級についても適用する事が出来る。都市集中の傾向は農村から富み且聰明なる農民の味方すら奪取して了つた。即ち、彼等は少しでも財産が出来ると、直ちに、息子を鋤から奪つて、市に送り、何らかのささやかな官職を彼に買ひ與へたのである。

かくして、素養ある人、或は、イギリス人をして云はしむれば、永久に百姓の間に伍し、彼等と協力して生活し得る神の如き人々と云へば、残る所、教區の牧師補丈であつた。従つて、彼等にして、特權階級と甚だしく密接な關係を有して居なかつたならば、彼等は、確かに、農民階級の指揮者少くとも味方となる事は可能であつた。下級の僧侶の殆んどすべては、果して、革命の援助者となつた。

保護と指導をかくの如く奪はれた農民は第二に、教育と智識を缺かざるを得なかつた。テイエヌは、一切の智識と教育を奪はれた農民は、次の如き、状態に於て想像すれば、ほゞ其の姿を我々の腦裡に書き出す事が出来ること云つてゐる。曰く「今日の吾農民のなほ未開な頭腦をとり、過去八十年間種々の方面から、即ち、各村に設置された小學校により、七年間の兵役を終へて歸りし壯丁により、驚くべく増大した書籍、新聞、道路、鐵道、旅行、あらゆる種類の交通機關により、注入された觀念をすべて除外せよ。そして小村に親子代々籠居して、里道もなく、新聞もなく、日曜の説教の外何等の教育を受けず、只毎日、パンと税金の事ばかり氣にして居り、憐れな干からびた容貌をして、自分の家屋を修繕しやうともせず、絶えず、迫害され、猜疑的で、いはゞ貧窮のために、精神が萎縮してゐたやうな當時の農民を想起せよ」と(註六)。ヤングの日記には、屢々、彼が地方民の無智に出會した事がしるされてゐる。

一七八七年七月三十一日には次の如く書いてある。「余は今日、よい身装をしたフランス人の商人に於て無智の典型に遭遇した。彼は多くの退屈な愚劣な質問によつて余を惱ました」と。

彼の記する所によると、彼はどこの國のものだと三度も四度も聞かれるので、支那人だと答へたら、商人は、その國はどれ程遠いか、と聞いた。二百リーグだと云ふと、彼は、二百リーグ、オヤ、それは遠いところだなあと答へた。又、或るフランス人に尋ねられて、イギリス人だと答へたヤングは、其のフランス人と次の如き會話をしてゐる。「イギリスには木があるか」「少しある」。「川があるか」「少しもない」それはほんどうに氣の毒だな。以上の二つの挿話は如何にフランス人

が無智であるかをよく物語つてゐるものであらう。(註七) 又、フランス人にとつては憂慮すべき一七八九年の七月四日の同じくヤングの日記には次の如く書かれてあるのを發見する。曰く「余はそこ(Thiers)へ五時に到着した。そして、フランス人にとつて又全歐洲にとつて非常に興味のあるこの時に、新聞を見たいと思つた。余はカフェーを探したが一軒もなかつた。こゝには二つの教區があり、約數千の住民がゐる。しかも、あらゆる人々が心配して居るべき時にすら、一旅行者によつて見らるべき一つの新聞もない。——何んと云ふ愚鈍さ、貧困さ、及知識普及の乏しさであらうか。この國民は自由になるべき價値を殆んど有してゐない。——英國の如き、富、生氣、急速なる知識の普及の間を旅行するに慣れてゐる人には、フランス人の愚鈍さと無智とを、人間の感情に適合した言葉では記述出來ぬ」と(註八)。

若し、當時のフランスの村落に村小學校とも云ふべきものが存して居つたならば、我が慧眼な旅行者アトサー・ヤングは必ずこれを訪問し、且我々に、その學校に於ける計畫や仕事の大體を、彼の得意とする數行の要領を得た文章で、目に見える様に書殘して置いてくれた筈であるのに、彼は、これについて何等の記述も我々に與へて居らぬ。これは一つに、ヤングの書いた當時のフランスに於ては、人民の教育といふ事が死文同様であつたからである。(註九) 當時の農村ではそこ、で、助任司祭が子供を集めて、彼等に宗教問答を暗誦させたり、又信仰の箇條を教え込んだにすぎなかつた。算術や數學、況んやフランス語の教授は全く不必要とされて居つた。一七九二年から九六年に至る短い治世をもつたコンベンションは、無料で、一定の義務的な初等教育を企圖した廣汎な計畫を公表したが、實行力が伴はず、これに關する最初の法律が實行されたのは一八三三年の事であつた。西部フランスを旅行する人々は、一八七五年頃に於て尙、「代書人、手紙一通毎に十サンチーム」と書いた廣告を屢々目撃した位であつた。

かくの如く、不幸にも、一切の知識と指導と保護から解放されて居つたフランスの農村は、如何に多くの不愉快さを旅行者に與へた事であらうか。ヤングは、屢々、其不快を母國の旅行の愉快さと比較して、彼の日記にしたゝめてゐる。彼を苦めた一つは交通の不備であつた。又一つは宿舍の不備であつた。

La Rochefoucauld 伯及彼の友人 Lazowski に従つて、ピレネエまでフランス全土を横斷する旅程に上つたヤングは、先づ、巴里の町はづれが、ロンドンのそれに比べると、恰も、砂漠の如き感のあるのに驚嘆した。「十里の間に、我々は一臺の驛馬車、或は四輪馬車にも出會はなかつた。たゞ二臺の驛傳馬車を極く僅かの二輪馬車に出會つたばかりである。これは、同時刻にロンドンを我々が出發したものと出會ふだらうと思はれるものの十分の一にも足らぬ。巴里が如何に富んでゐるか、どれ程偉大なるものであるか、又重要な所であるかを知つてゐる我々にはこの状態は甚だ當惑させる」と(註一〇)。彼をしてこの當惑を感ぜしめた理由は間もなく解決された。ミイレポアに於て、馬に疲れた、ヤングは、折からの暑氣を凌ぐため馬車を探した。然し、二輪馬車の類は何んにも見つからなかつた。この市が人口一萬五千を有し、フランスに於ける主要な工業都市であるのに、尙、どの種類の馬車一臺すらないのを知つた彼は、この時、母國に普及してゐる交通の便宜、人口千五

百もある町なら、一寸注意さへすれば何か乗物の見つからぬ事のない英國の有難さを感じざるを得なかつたと同時に、巴里の如き大都市の周圍ですら路上を往來する馬車が殆んどなかつた事の理由を確實に握む事が出来たのである。(註一一)

彼は、又、屢々宿屋の不備と不潔に惱まされた。或日の如きは、厩の上の部屋に寝て、古くなつた卵二つ以外に何も與へられず、しかも、それに對して二〇フランも支拂はされた。彼は、こゝに於ても亦、英國のそれと佛國のそれとを比較して前者の甚だ勝れてゐるのを日記に指示せずにはなかつた。彼は云ふ「すべての依存關係から全く遮斷された状態にあるか、或は、所謂旅行家と稱するものを殆んど豫期しない場所にある人口千五百、二千、或は三千のイギリスの町へ行つて見たまへ。尙、諸君は、清潔な宿屋、身装のよい奇麗なその經營者、よい家具、及びさびくした待遇に遭ふだろう。諸君の感覺は満足されないも知れぬが、氣に入らぬ事はないであらう。そして、若し諸君が一臺の馬車と一對の馬がほしいと云へば、其費用は、重税が賦課されてゐるに拘らず、八〇リールより多くはなしで、諸君の好きな所へつれて行く用意がちゃんと出来てゐるであらう」(註一二)

旅舎の設備のよいのは、畢竟するに、その住民間に友愛に富んだクラブがあり、親族間の訪問や、集會、慰安會、首府及其他の都市との交通がよく開られてゐるためである。これに反して、よい旅舎の設備をもたぬ國は、其國が他の國に比べて、より少い富、より少ない消費、より少い享樂によつて動かされてゐる事を示すものである。

ヤングは、ラングドックに於て、頗る立派な橋や見事な歩道を多く渡つた。然し、彼は其美に打たれるより、それを以つて、たゞ徒らに政府の愚劣さと壓制振とを物語る事實としてか見なかつた。「七萬リール、或は八萬リールを費した橋、上述した様な不良な旅舎を有つてゐる町々を繋ぐ多くの歩道も、彼等の大なる愚行を示すにすぎない。それは住民の使用のためにつくられたのではない。何んとなれば、それはたゞ壯大さを愛するがために、旅人の眼をひくためにのみつくられてゐるから、其費用の四分の一しか、眞の使途に費されてゐないだらう。旅舎のいぶせきに煩はされ、旅の快樂を失つた旅人は、何人も、この空虚な壯大さよりも、より多くの愉快とより少い壯麗さを希望したのであらう。

要之、十八世紀のフランスの農村は、丁度全國民の中から摘出されて傍へやられた様な孤立的分散的な生活をし、自分等の不幸が、冬や霰の様な自然的事象として彼等の眼に映づる程、一切の精神的刺戟を缺き、大地をじつと見つめながら器械的に傳統的に鋤を動かしてゐる無智な、貧しい粗野な人々の集團であつた。従つて、彼等は、自己を苦める者に對して決然として對抗して行くための、又彼等の不平に國民の耳を傾けさせる、手段と方法とを持つて居なかつた。而して、彼等が其支配者から期待しうる唯一のものであつた人間としての慈善心や、貴族のサロンに於て、甚だ美しい且高尚な言葉で賞玩されてゐる人道主義は、殆んど全く彼等の實際的窮道を救ふに足るものではなかつた。農民に對する壓制は、たゞこの精神的方面に止まつたのではない、物質的方面に於ては、それと同じく或は、それ以上の力を以つて農民に迫つて居つたのである。

トックビエユは云ふ「農民の生活のあらゆる一步は、彼の隣家の威厳のある人に關係して居つた。この隣人は彼の享樂に干渉し、彼の仕事を妨げ、彼の生産物を喰ひつくす。彼がこんな虐待に我慢してゐる時に、他の黒い衣をつけて體裁をつくつた人も、彼の收穫の大部分を奪去つて了ふ。若し、出来る事なら、こんな人の地位、欲望、性格、感情を書いて見給へ、そして、彼の胸中に貯へられつゝあつた憎悪と羨望の蓄積を計量して見給へ」と(註一三)

二、農民の物質的生活

この農民を物質的經濟的に最も苦めたのは租税であつた。

貴族、僧侶、國家、並びに都市の官僚、殆んどすべての富裕者は、直接國税を全部乃至一部免除され、それ丈の税はそのまゝ農民に轉嫁されて居つた。彼等は、差別なく王の臣下全部に課せらるべき収入の二十分の一税と云ふたゞ一つの租税を承認して居つたが、それすらも、大貴族や王族の諸公は、租税取立人や大藏大臣すら敢へて抗議し得なかつた偽の申告によつて事實上回避して居つたのである。従つてヤングの云ふが如く、あらゆる時代の中でも最も苛重な租税法全部を背負ふ事は、農場に働く人々の上に、小資産の百姓の上に、新貴族でないブルジョアジーの上に、大少の自作農の上に小作人の上にかゝつて居つた。そして彼等は、屢々全租税の半ば若しくは全部を支拂ふ事を強制されたのである。換言すれば、農民は國庫の歳出を支辨する唯一の寶庫であつた。

故に租税の支拂は、最早、單なる一つの義務ではない、租税を支拂ふ事は平民の徵表と考へられて居た。貴族及新貴族は、租税を支拂はぬ事に於て彼等の自尊心を維持し且貴族たるの威容を示して居つたのである。

上層階級を取扱ふには甚だしく温良であり臆病であり、且逡巡と儀式を好んだ政府は、必ず、その反對に下層階級、特に無智な農民を取扱ふには、屢々粗暴であり果斷に富むものであつた。フランスの古代制度の政府は正しくこの通りであつた。

これを、十八世紀當時のイギリスに於て免税は貧民によつてのみ享有されて居つたといふ事實と比較すれば、我々は餘りに甚だしい其相違に驚かざるを得ない。然し、フランスも初めは其課税方法に於て甚だ公正であつた。十四世紀に於て、被課税者の同意なしでは課税する事が許されない「Nimpose qui ne veult」のさふ格律が、イギリスに於けると同様に堅く守られて居つたらしい。そして、この格律は屢引用され、これから外れることは暴政の徴であると見られ、これに絶對に一致する事を以つて善政と考へられて居つた。従つて、この時代に於ては多くの點に於て、フランスの制度はイギリスの制度に類似して居つた。然し、これより後、兩國民は漸く其進路を異にし、世紀を経るに従つていよいよ其間隔を激しくして了つたのである。然らば、この傾向は何時頃から初つたのであらうか。トックビエユはシャルル七世が議會の同意なくして自由に課税し得る權利を得た時に始るとした。曰くジョン王の捕虜、及シャルル六世の暗愚に伴ふ長期間の社會的不秩序によつて疲勞し切つた國民が、自己の同意なくも課税する事を王に許し、貴族も亦、卑屈にも彼等は除外されること云ふ條件の下にこれに同意した時に、彼等は一切の弊害と不幸の種を蒔き、古代制度の存在中引續きフランス王國を苦しめ、最後には、それを兇猛な死にさへ導いたと(註二四)

爾來、政府は、課税の第一條は、それを支拂ひ得る餘裕を有する人に課する事ではなく、それを拒絶し得る能力のない人の上に課すべきであるといふ、富者に軽く、貧者に重い奇怪な變則を遵奉するにありと思推する様になつた。マザラン(Mazarin)は巴里に於ける高貴の家々に課税して差迫れる危急に充當しやうと考へたが、彼は豫期以上の拒絶にぶつかつて、從來徴收されて居つたタイユに彼の希望した五十萬法を加へる結果を得た。即ち最も富める市民に課税しやうと云ふ彼本來の希望も、既に確立されて居つた怪奇な原則によつて矯正され、事實上は、最も貧しい市民に負擔を加重したにすぎなかつた。

私は、モンテスキューの大著「法の精神」中に發表された國家收入原理とこの認められる課税原則とを對比して、如何にそれが不當なるものであるかを示して見やう。

モンテスキュー曰く「國家の收入は、各市民が、財産の他の部分の安全を保ち、又それを安樂に享有せんがために提供する其財産の一部である。

其收入を適當に定めるには、國家の必要及市民の必要の雙方を考慮する必要がある。國家の想像的要求のために人民の現實的要求を奪つてはならぬ。想像的要求とは、統治者の情欲と懦弱、法外な計畫の魅惑、空しき光榮に對する病的渴仰、及氣紛れに對する或精神の無力さの要求するところのものである。君主の下に於て落着かぬ精神を有して政務を主宰した人達は、しばしば、國家の要求とは、即ち、彼らの小さな精神の要求だと考へた。

最大の賢明と慎重さを要するのは、臣民から奪ふ部分と、臣民に残し置く部分とを規正するに關してである。

公の收入は、人民の提供し得る所によつてではなく、人民の提供せねばならぬところによつて之を定むべきである。而して、人民の提供し得る所によつて定めるとしても、少くとも、人民が常に提供し得る所によつて定めるを必要とする」と。(註一五)

然るに、當時の農民の負擔は純收益の七十パーセントにまでも上ることがあつた。平均五十パーセントは下らなかつた。この數字は彼等の負擔が、常に彼等の提供し得る限度を超過して居つたことを示すものである。

租税は其對象によつて、これを三つに細別する事が出来る。「國內に於てすべての個人が市民であり、君主が其帝國を所有するが如くに、各人がその財産を所有する時は、人、土地、又は商品に對し——其二者に對し、或は三者全部に對し——租税を課し得る」。(註一六)

第一に「人に對する税に於て、正確に財産の比例に従ふ比例は不正である。」

アテネでは市民を四級に分つた。其財産から液狀の乃至乾燥せる果實の五百單位を得る者は、一タランを國家に支拂ひ、其三百を得る者は半タランを支拂ひ、其二百を有つ者は十ミニヌ或は六分の一タランを支拂ひ、而して第四級に屬する者は何等支拂はなかつた。この租税は正當であつた、比例的ではなかつたけれども。其れは財産の比例に従はなかつたが欲求の比例には従つた。人は次の如く考へた。即ち、各人は平等な肉體的必要をもつ。この肉體的必要には課税してはならぬ。有用が其次に来る。そして、これには課税すべきだが、餘剰よりは少く課税せねばならぬ。又餘剰に

對する租税の大きいなることは餘剰自體を妨げる。

アテネに於てかくの如く公正に考慮された賢明な方策も、十八世紀のフランスには何等の參考價値も持たなかつた。治者は人に課税する時、其肉體的必要に迄課税した。財産に對する課税は貧しき者に大なる比例を示し、富める者に至つてはこの比例は零を示して居つたのである。

人頭税についてこの事を見るに、この人頭税は一六九五年に始めて課せられた戰時税で、其後一度廢止せられ、一七〇一年に復活されて一七九一年迄課せられて居つたが、これは最初二十三階級に分れて居つて、凡て財産に應じて平等に負擔する様に定められて居つた。然るに、最初から僧侶は購ひによつて、即ち、一時に二千四百萬法を拂つて之れを免がれ、貴族も亦これに對しては頗る利巧に振舞つて見せて自己の負擔の減少額丈多く第三階級の負擔を増加させた。

政府の誅求の手はこれ丈で決して停止はしなかつた。政府は、土地を有せざる者には、身體に課税し、収入を有せざる者には賃銀へ課税する方法をとつた。

身體への課税としては、兵役と賦役(Corvée)との二つをあげる事が出来る。

常備軍の編成は近代國家に伴つて發生した産物である。モンテスキューは云ふ「一つの新らしき事柄が歐洲に擴まつた。それは我らの君主を捕へ、彼等をして過度に多數の軍隊を蓄へしめた。それは其反響を持ち、必然的に傳染的となる」と(註一七)何故かなれば、一國家が其軍隊と呼ぶものが増加するや否や、直ちに他國も其の軍隊を増加する。然も其結果得られるものは共通の破滅丈だ。而して、人はこの萬人の萬人に對する勢力の均衡状態を平和と呼ぶ。かくして歐洲は甚だしく零落し、

我等は全世界の富と商業とを有ちつゝ、貧窮であり、やがて澤山軍人を有つた御影で軍人以外の者のを待たぬタルタル人の如くなるであらう。かうした状態の結果は不斷の増税である。しかも、この増税を滿たすものには、主として、農民が兵士として引張り出された。年々六萬人が其民兵に徵募された。而もこの民兵となつた青年は農家にとつて缺くべからざる勞働者であつた事を忘れてはならぬ。近代國家の發展は、こゝにも農民への束縛となつて居つたのである。

貴族は、之れに反して、この役務につく義務がなかつた。農民を徵募することは不公平であるといふ非難に對して、この特權の擁護者は、兵士は極くみじめに待遇され、ごくみじめに維持されてゐなければならぬから、たゞ農民のみがそれに耐え得ると辯護した。

賦役を提供したのも農民のみであつた。

ルイ十四世の時代の終までには、道路は全然修理されなかつたか、或は、國家及道路傍の地主の費用によつて、修理され、保存されて居つたが、このころから、私有でなく王の所有にかゝる道路を、農民の費用で修理する計畫が始めて樹てられた。此計畫は、出費を要せずして道路保全を實行し得る形式であると考えられたので、一七三七年に財務大臣 *Olype* は、全フランスに之れを適用する事を公布し、州知事には、之れを拒絶する農民を牢獄に投じ、或は漕役に下だす權能を與へた。

爾來 *Corvée* は、商業の擴張と交通の繁榮のために迫られて、次第に其適用範圍を擴張増加し、一切の公共事業に迄適用されるに至つた。そして、一七七六年には、この税は貨幣によつて支拂はれ得るものに變へられた。一七七九年のベリイの州會の報告によると、賦役として農民によつて行

はれた勞働の年額は、この乏しい州に於てすら七十萬リブルに上つた。

道路の美に感嘆したが、同時に其美を完成するために搾取された農民の身の上を哀れまざるを得なかつたヤングは、この事について次の如く書いてゐる。「たとへフランス人は我々に示すべき農業を持たないとしても、彼等は道路を有つてゐる。……若し、余が忌むべき *corvée* について何にも知らなかつたならば、余は大いにこれを賞讃したであらう。 *corvée* は、彼等の搾取された勞役からこの壯大さを絞り出した壓迫された農民を、余に不憫からせた」と。(註一八)

さればこそこの賦役は常に改革者の胸を打つた。チュルゴの如きもこの弊を矯めた一人である。ヤングはリモウデュに於て「今迄フランスで見た他の何よりもすぐれた立派な道路」を見たが、これは賦役によらずにつくられたチュルゴの善政の結果の一つであつた。

以上二つの租税を考察して見ると、近代國家の特長である常備軍の保持と同じく近代資本主義的國家の特長である商業及交通の發達が封建的負擔の形式によつて彼等農民の上にかぶさつて居つたのに氣がつくであらう。故に我々は次の如く云ふ事が出來やう。即ち、農民は、近代國家と封建國家とに挾撃されたのである。社會の進歩は、社會の他のすべての階級を豊ましたが、農民を貧窮に陥れた。文明は彼等を除いた他のすべての人にとつて幸福の要素となつたのである。(註一九)

次には、土地に對する租税であるが、この場合に於てもフランスの當局者は明確な施政方針を有して居なかつた。

「土地に對する租税に於ては、人は帳簿を作つて土地の種々の等級を記入する。併し、この區別を

知る事は頗る困難であり、且つこの區別を無視することに利益を持たぬ人達を見出すことは一層困難である。従つて、そこには、人の不正及事物の不正の二種の不正がある。が然し、一般に租税が過當でなく、又人民に生活に必要な部分を豊富に残して置くならばこれらの個々の不正は何でもないであらう。が若しも、反對に、人民に對して嚴格に依つて以つて生存し得る丈のもの以外何物をも残さぬならば、ごく僅少な不權衡と雖も最も重大な結果を持つであらう」(註二〇)。ある市民が十分支拂はぬと云ふ事は大した害悪ではない。彼等の安樂は常に國家に歸着する。反之ある個人が過分に支拂ふ時、その者の破滅は國家に向つて來る。國家は先づ始めに其臣民を貧しくして自ら富まんとするか。又は臣民が安樂になつて國家を富ますを待つか。二つの中の一つである。

土地に對する課税は *Taille* である。タイユに於ても農民は甚だ過分に支拂つた。何んとなれば、貴族及僧侶は各自の人別タイユを免せられて居つたのみならず、彼或は彼の家令の耕す封邑に對しては開墾タイユを免ぜられて居つたからである。従つて二世紀間に十倍も増加したタイユはすべて農民の負擔となつて現れたのである。即ち、國家は結局に富まんとする希望をとらず、其臣民を貧にして、自ら富まんとする道を探つたのである。

經濟學者は、久しい間、地所の收支見積書をつくり數字によつて農民を窮迫せしめてゐるこの過重な負擔を立證した。その示す所に従へば、若し其農民が其耕作を續けやうとする場合には、其收穫の分前の不可侵的部分として全生産物の約半分を得なければならぬ。第一に家畜、家具、器具農具の形式にて農場に投ぜられた最初の資本利子、第二に時間と使用とにより減少して行く是等の資本

の年々の維持費、第三に種子、勞銀、使用人及家畜の食料品等のために其年度になされる前拂ひ、第四に彼等農民の負擔する危険及損失に對する賠償費、以上四つの、他の一切のものは卒先して辨濟を受くべき債權を控除した後、初めて純收益が残るのであるが、農民はこの中から十分の一税として、其半分、或は全部を徴收された。其上、この十分の一税は昔から知られた作物を基礎とするものであつた。それ以外のもの、換言すれば農民の欲するものを耕作する事を許されなかつた。従つて新に輸入された植物、たとへば、馬鈴薯とか紫菀とかを栽培する事は屢々禁止された。これがために、改良法の採用、三圃農業から交代農業への移動も極めて困難になつた。かくの如き土地使用規則が、甚だしい程度で農業の進歩を阻害した事は勿論である。従つてヤングがこれについて屢々改良耕作法を進言してゐるのを我々は彼の日記の中に見る事が出来る。

かくる不便のあつた上に、作物が大きくなると今度は「慈悲深い御主君」の狩獸、狩禽、家兎や家鳩に對してそれらの作物を安全にする事は、農民にとつて殆んど不可能であつた。

狩獵は貴族の特權であつた。彼等は兎を飼養し、鳩小屋を持つ特權を有して居つた。彼等はこの特權を最も收穫のあるやうに使用した。この特權の行使の結果、農民は彼等の耕地を犠牲にして、これらの動物を飼育せねばならなかつた。獵場看視人は家兎や野兎を追拂つた丈で其人間を射殺する權利を有して居つたので、農民はこれらの動物が自分の畑を荒すのを袖手傍觀するより外に道はなかつたのである。加之、耕地を圍繞する事も彼等には禁止されて居つた。一條例は一七六二年、すべての王の獵區内に於て田畑、庭園に獵獸の侵入を防禦するに足る垣を以つて農民が土地を圍繞するを禁じ、又五月一日より六月二十四日に至る期間中は何人と雖も、たとへ其所有者でも解卵中の鷓鴣の邪魔をせぬために田畑へ入る事を禁じた。この間に田畑が雜草化した事は想像し難くない。此習慣は永く續いて一七八九年封建制度は對する叛亂が既に進行しつゝあつた時に於てさへも、フォンテンブローの王の獵區だつた所に於て、其土地の農民のあらゆる抗議にも拘らず、兎と鷓鴣の百八ヶ所の保護林が新らしく設けられてゐる。

實に、狩獵は貴族にとつて娛樂の手段であつたと同時に農民搾取のすぐれた一方法でもあつたのである。そして貴族が社會に對して無用化する程度に應じて、閑暇な彼等の享樂欲とこの搾取的快樂感が増々高まつたのである。

事實、田舎を放棄した貴族が田園に姿を現す時はこの樂みを目的とする時に限られて居つたのである。デイキンズの筆を借用すれば「過去數十年間、貴族は其村を振ち上げ搾りつくして來た。そして狩獵の樂みのため——この樂みは時としては人民を獵する事に、又時としては禽獸を獵することに現れる(かう云ふ禽獸を保護してあくために、貴族は野蠻で不毛で荒涼とした甚だ有益な土地をつくつておいた)——を除けば、村を訪ねて行くやうな事はなかつたのである。クレルモンでは、コンデ侯の土地に狼の子が大事に飼養されて居た。冬にはそれを野に放つて狩獵を行つた。この狼は臆や或は往々農民の子供を食つたが、高貴なる人々はこれに少しも心を痛めなかつた。サバチニの作スカラムッシュの人物、フィリップ、デュルモランは、ダテール侯に向つて、獵場から盜みをして射殺された一農民の遺族のために慰藉の方法を乞ふて拒絶せられた時、怒氣を含んで「世の中には狩獵

法以外に法はないのですか。あなたはこれまでに人道の法といふものを聞いた事がないのですか」と云つたに對し、侯爵は「人道の法にわしは何の用があるか」と答へてゐる。後人の筆になるのであるが、これが恐らく當時の貴族の眞意であつたらう。

憲法議會の一報告者は、領主の狩獵趣味のために農民に與へられた損害は毎年千萬リール以上に上つたと計算してゐる。

王に於ては、貴族に於けるよりも、更にこの害が甚しかつた。王はフランス最大の土地所有者であるが故に、フランス最大の狩獵家であり従つてフランス國人中最大の國土荒涼者の一人であつた。特に巴里の周圍に於ては彼の獵區が殆んどすべての土地の耕作を不可能なものにして居つた。首府近くの十一獵區に於て、狩獵は敵の騎兵が十一ヶ聯隊宿營した程の荒疾を惹起したとテイヌは記してゐる。然も、テイヌの皮肉な觀察によれば、王が宮中の儀式から何らかの息抜き——彼はこれを狩獵に見出したのであるが——を見出すことは、彼にとつて絶対に必要であつた。何んとなれば、王の生活は、嚴密に云へば、終日舞臺にある俳優の生活に相當してゐる。この重荷を支へながら他の強力な胃の腑、規則的の習慣を必要とした。ルイ十四世以後の王は同一の負擔の下に苦惱を感じながら、尙それを捨て得なかつた。或日のルイ十六世の生活の一端を畫いて見やう。「此日の儀式はダルトア伯の子ベリー公に青飾繻を授ける儀式であつた。……儀式の行はれる間、王は彼の兩弟の間に座を占めて居つた。彼の様子とその不注意さは彼が内心に狩獵に行きたいと思つてゐるらしい事を示した。……大變物體ぶつたこの儀式なので、余はそれは皇長子だと思つた。そして余の傍の貴夫人に尋ねた。それを聞くと彼女は恰も余が最も法外な馬鹿であるかの如く余の顔を見て笑つた。余は知らずにそんな馬鹿げた行爲をしたのかとロシェフォール卿に聞いた。聞いてあされたが、皇長子は生れると直ぐ青飾繻をかけてゐるといふ事はフランス中誰一人知らぬものはなかつたのである。白いよだれ掛けの外に青い涎掛けを生れた子にやるといふフランス史上の重要な部分を一外國人が知らなかつたからとてなんでもない事ではないか。

この儀式が済んだ後、王と侍臣とは、道々女王に會釋しなから王の食堂へ一種の行列をつくつて行つた。この部分の儀式には格式ばるより以上に心安さと親密さが現れて居つた。余が今迄の見た中で最も美しい女である王妃は道々様々の表情で人々に接した。彼女は或者には微笑した、他の者には話しかけた。……或者に對する彼女の答禮は儀式的であり、他の者には遠慮深くあつた。

王の饗宴の儀式は華麗と云ふより以上に奇妙なものである。王妃は膝にカバーをつけて彼の傍に座つた。然し何も喰べなかつた。そして彼女の椅子の後に立つてゐるオルレアン公やリアンクール公と話して居つた。これは余にとつて最も不愉快な食事であつたらう。若し余が君主であつたならば余はこれらの馬鹿げた形式の四分の三は吹飛ばしてしまつたであらう……と(註二二)。王は丁度一本の樫の木が無数の常春樹で根本から梢迄其幹のまはりを圍繞され息づまつてゐるのと變らなかつた。必らず何らか空氣の流通をよくする息抜が必要とされた。ルイ十五世はそれを晚餐と狩獵に求めルイ十六世は狩獵と錠前作に夢中になつたのである。

ルイ十六世の日記は全くの乗馬獵犬係の記録である。テイスは驚嘆してゐる。最も重大なる事件のあつた日附を見ると、何人も彼の記してゐることに驚嘆を禁じ得ない。彼は狩獵をしない日には何事も記して居らぬ。即ち、彼にとつてはかゝる日は無爲の日であつた。

テイスの記すところを再録して見やう。一七八九年、七月十一日なし、ネッカー卿去る。——十二日晩禱及聖體降福式、モンモラン、サン・フリイ、及ラルセルメン諸卿去る。——十三日なし——十四日なし。七月二十九日なし、ネッカー卿再歸す。——八月四日マヤリイ森に鹿獵す、一頭をとる。往復乗馬——八月十三日廊下に於て議員引見、低唱彌撒の謝恩式、マヤリイに於て供奉鹿二頭を捕ふ。八月二十五日議會祝賀謁見、赤色綬章を帯びて大彌撒を行ふ。ベネリ師の宣誓、晩禱、及聖體降福式、大正餐——十月五日、シャテニヨンの入口にて射獵、八十一頭の獲物を殺す。事故のため中止、往復馬車、——十月六日十二時半バリアに向ふ。オテル、デ、ヅイルを訪ひ、トゥレリーにて晩餐宿泊、——十月七日なし、叔母來り會食す。——八日なし——十二日なし、ポルト、ロアイヤルにて鹿獵ありしと。

しかも、革命を激發せしめんとする氣配が全フランスに漲つてゐる。一七八九年六月二十六日に於ても王の行方は狩獵場であつた。ヤングの當日の日記には次の如く記してある。

「二十六日、刻々の状態は國民に新らしい概念を興へてゐるらしい。バレイ、ロアイヤルの集會は、一層數重り、一層激しく、且二層大膽になつてゐる。そして、國民集會へ代表者を選出するために巴里で開かれてゐる選舉人會に於て全階級によつて白にされてゐる言葉は、政府の改革と自由

なる憲法の樹立に外ならなかつた。自由なる憲法と云ふ語の意味するところは容易に了解される。即ちそれは共和政である。……しかも尙、彼等は王國は……少くとも一人の王がゐなければならぬと公言してゐる。……事態は最大の決斷を要求してゐる。しかるに、昨日、彼がヅニスの共和政總督たるべきか、フランスの王たるべきかが現實の問題であつた時に、王は狩獵に行つて居つたとは、……云々と(註二二)王に必要な息援さもなくの如く極端に走つたとするならばそれは既に必要の限度を遙かに越えてゐる。それは最早必要な慰に非らずして、一の因習であり、智力と彼の精神を全く魔酔せしめたものと云ふべきであらう。かく敘述して來れば、農民に課せられて居つた租税が甚だ重かつた事は否定出來ぬ。然し租税の大いさと自由との關係については、普通一般原則が維持されてゐなければならなかつた。

これについてモンテスキューは云ふ「臣民の自由に比例して次第に重税を徵集し得る。然し隸屬状態が増大するにつれてそれを輕減する事を餘儀なくされる。從來は常にそうであつたし、又將來も常に然るであらう」と(註二三)換言すれば、制限國家に於ては、租税の重いことに對する代償として自由が與へられ、專制國家に於ては自由が存しない代りにそれに相當するものとして租税は少額で済むのである。

フランスは政體から云つて正に前者に屬してゐる。然るに今述べる如く、フランスの農民は高い租税を支拂ひながら一抹の自由も享樂してゐなかつた。フランスは全く吾人の理論を離れた偉大な除外例であつたのである。

即ち農民は收穫を得る事が出来た時でも、それをその儘しまい込む譯には行かなかつた。刈取られた農作物は收税吏が物納税の額をさめるために禾束を計算して了ふまでは田圃の上に横たへた儘にして置かねばならなかつた。その間に天候が變化すれば收穫物は臺なしになる事は勿論である。

この忙しい時にでも農民は、多くの點に於て領主の賦役を免かれることが出来なかつた。其上、領主は直接に農民労働者の手間賃を決定する自由を有して居つた。人夫、農業傭人、單なる日傭人夫等は收穫時になると儲の多い仕事を得やうといら／＼しながら待つて居つたが、最初の被傭人は必ず領主に申込まねばならなかつた。領主がこの場合彼等の賃銀を最低限度に迄引下げた事は云ふ迄もなす。

かくして貯藏し得た彼等の收穫利得は如何に始末せられるかと云ふに、農民はそれを自分の氣に入つた様に用ふることにすら自由でなかつた。葡萄について云へば、彼等は自分の葡萄を領主の葡萄壓搾場で搾らねばならなかつた。しかも領主は眞先に葡萄を搾取するが、地租賦課地の葡萄を搾取する農民は領主の後からで其上領主の許可を必要とした。最初に葡萄を搾取する事によつて、領主はそれが早ければ早い程其利益を獨占する事が出来葡萄搾取人の一切の競争から超越するを得たのである。

この葡萄搾取令と葡萄酒先賣權との二特權は相俟つて領主をして彼等の收穫物の價格を最も高く保つ事を得させた。葡萄酒先賣權とは一月或は四十日の間領主が獨り彼等の葡萄酒を賣る特權であるが、この四十日と云ふのは去年の收穫が消費盡されんとする時であるから、領主はこの間人為的

品薄の状態をつくりて自分の利を計る事が出来たのである。

葡萄と同じく、農民は彼等の穀物をも領主の製粉所で製粉せねばならず、彼等のパンすらこれを領主の竈で焼かねばならなかつた。手で使ふ製粉機も其權利を高い値段で買はなければ農民はそれを所有する事を許されなかつた。これらの設備を回避する事は嚴重に禁止されて居つた。要之、葡萄壓搾場、製粉所、パン焼竈及仔牝牛を交尾させるための牝牛等はすべて貴族の好個な資本投資物件となつて居つた。そして、其設備たるや、甚だ粗悪であつた。め農民の仕事も其出来榮が頗る不良であつた。

誅求の手は尙伸びて居つた。此等一切の單に彼を搾取するに止らず、彼の労働の収益をも最低限度に低下せしめやうとする諸設備にも拘らず、農民の手に尙市場に運び得る丈の剩餘が残つた時でさへ、邪魔は入つて來た。

農民は自己の葡萄を採取後四週間乃至六週間經過した後始めてそれを賣る事が出来た。この期間中には領主が葡萄購入の獨專權を持つて居つた。これが阻害條件の一つである。

又田舎道が粗悪であること、運送税や市場手数料の高かつた事も其條件の一である。例へば通行税に於て之を見るに、通行税は一六六四年ユルベルによつて輕減せられ、單純化されたが、それでも猶ロアール河丈で二十八以上を數え上げることが出来る。フォルボンネエか云つてゐる。

従つて、農民は折角自己の生産物を市物へ搬出して、彼のこの剩餘自體で漸く其運搬費用を支辨し得れば喜びとしなければならなかつた。モンテスキューが建てた「土地の收穫は其肥沃の度に

よらずして、その占有者の自由による」と云ふ農業原則は全く何等の光明もフランス農民に與へ得なかつた。

以上の財政的束縛に加へて尙農民の自由に対する法律的束縛の一制度が存して居つた。それは領主裁判權である。領主の裁判權は、王室裁判所によつて非常に制限され縮少されて居つたが、當時尙存續して農民への束縛となつて居つたのである。尤も封建的權利に直接關係しない諸事件に關しては彼等はたゞ最初に犯罪を審問し、其調書をつくるに止まつて居たが、この事丈でも重大な權限であつた。そして、封建的權利に關係した事件にすべて彼等の手に託された。然るに、この封建的權利なるものは甚だ多岐多様に互つて財産及交易の全組織を包括して居つたからして、領主の判事は、實際に甚だ廣汎な權利を所有するに至つた。従つて農民の生活全部は判事の支配下に、換言すれば、其判事を任命した領主の隸屬下にあつた。クロボトキンの引用する所によれば、一七八九年四月十日發行のパンフレット *Les Fleux de l'agriculture, ouvrage pour servir de l'appui des Cahiers des doléances campagnes par D. には*「この事即ち」領主共は彼等自身を專制的ならしめ且つ田舎地方の住民を奴隸の鎖につなぐたのは、領地に領主裁判所を結付けたためであつた」ことを示してゐると(註二四)、ジヨレスは云ふ「今日、或種の訴訟に於て、初審裁判所の權能を有してゐる治安判事を想像して見給へ。そうすれば我々は革命直前に於て領主裁判の何たるものかと云ふ事について明確な概念を持ちうるであらう」と(註二五)。

領主裁判についてはフランス王政は未だ完成されて居なかつた。これに對する考慮の不足は農民の幸福にとつて甚だ遺憾なものであつたと云はねばならぬ。尤も、フランス王政は貴族より彼等の大裁判權は之を奪つた。王權の進展に妨害となつた封建的裁判權を廢止したと云ふ所置に於ては、彼は彼自身の利益のみならず、國民一般の利益に貢獻する所大であつた。然し、王位は徒らに高級な領主の裁判權を抑止して王權を回復したに過ぎなかつた。下級の權利、地上に於て農民と並存するものはすべて舊態のままに遺されたため、王政は依然として農民生活を彈壓し疲弊せしむるものとなつて居つた。王政が封建的裁判權を抑止したのは單に自己を守り、自己の大を計らながために過ぎなかつた。彼は農民を保護する意思を持たなかつた」と云ふジヨレスの批評は、王位者の意思善惡に拘らず、以上の點に於ては、不徹底なフランス王政に對しての適評と云はねばならぬ(註二六)。

第三に、商品に對する課税即ち間接税に關しても、其美點は微塵に蹂躪されて、全く人民から搾り取らんがためのみの課税たる事を餘りに明白に公表して居つた。

商品に對する税は前二者に比して、人民が感ずることの最も少ないと云ふ美點を有してゐる。何んとなれば、それは人民に對して何等形式的直接的請求をしないからである。モンテスキューによれば、商品に對する租税は制限政體に自然なる租税であつた。「此租税は前人が前拂ひとするが、實際は買手によつて支拂はれるのだから、それは商人が買手に對してなした貸金である。従つて商人は國家の一般的債務者であり、同時にすべての個人の債權者である」と考へねばならぬ。商人は買手が他日彼に支拂ふであらう所の税を豫め國家に支拂ふ。そして彼は商品について拂はれた税を買手のために支拂つたのである。従つて、政體が制限的な程、又自由の精神が有力な程、又財産が安全

な程、商人にとつて國家に前拂ひをなし、個人に多くの税を貸すことが容易になるといふ事は云ひうる(註二七)。

「この税は、賣手が自己のために支拂ふのでない事を十分承知して居り、實質に於いて支拂をなす買手はそれを價格と混合してゐる」のであるから、たゞ人民がそれを支拂つてゐる事に殆んど氣附かぬ様に巧みに按排しさへすればいゝのである。この目的を達するためには「支拂者の頭の中で物の價格と租税が混同せられる様に、商品と租税との間に何等かの比例あらしめ、價値少き貨物に對し過度の税を課す様な事のない様にしなければならぬ」(註二八)。若し、この注意を尊重しないで税を商品の價格の十七乃至十八倍にもするときは、君主は臣民に對し、價格と税金との錯覺を取去ることになり臣民をして彼等が不合理な方法によつて支配されてゐることを知らしめる結果を生じる。然るに、モンテスキューのかくの如く丁重なる注意も當時全く採用されてゐなかつた。

「其上、君上がしかく物の價格に不權衡な税を徵收し得るがためには、君主自身が其商品を販賣し人民は他處ではそれを買へぬと云ふ事にしなければならぬ」。前記の方法をとらなかつたフランス王政は當然この方法に従つたのである。

然し、これには無数の不便を伴ふものである。即ち、密賣が流行する。この場合には密賣は非常に有利だから理性の要求する自然的刑罰、即ち商品の沒收ではそれを阻止し得ない。特に「その商品は通常非常に廉價だから一層然りである。従つて、無法な最も重い犯罪に課せられる罰に類するものを用ひなければならぬ。すべての刑の比例は取除かれる。罪人と思はれぬ様な人達が、大罪人として罰せられる」(註二九)。

實際、フランスに於ては密賣が盛んになり、それに對しては比例を外れた重刑が課せられて居つた。そして更に悪い事は、この消費税がそれを販賣する者に課せらずに、消費する全人民から一樣に徵收された事である。これでは間接税は存在しない。直接税と同一になる。人民は直接にこの税の重さを感じ、同時に支拂の義務のみを感じる。更に又、かくの如き消費税はこれを人民から取立つる場合に、絶えず其家を検索する必要を生せしめる。これは換言すれば、人民の自由に最も反した行爲によつてのみこの税の施行の全さを始めて期する事を意味する。かゝる課税が、甚だしく人民の感情を害したといふ事は何人も信ぜざらんとしても信ぜざるを得ないであらう。

この最も甚だしき例と見るべきものは鹽税である。

鹽一斤は十三スウに價する。それは今日の五倍であつて貨幣の標準を考量すると八倍に相當する。一六八〇年の勅令によると七才以上の者は一年七斤の鹽を買ふものと定められて居つた。このために四人の家族に於ては一年に十八フラン以上買ふことになる。此れは彼等の十九日間の賃銀に等しい。地租と同様この税金は、その徵收に於て峻嚴な手段がとられたのは云ふまでもないが、その徵收は家庭的の些細な日常の事件に關係してゐるため、人民を惱ますことは前者の十倍にも過ぎたのである。しかもこの義務的に定められた七斤の鹽は「鍋と鹽壺以外」に一オンスたりとも使用する事を禁ぜられて居つた。そのために絶えず家の中は搜索された。その結果、鹽税に關し、毎年四千人の家宅差押、三千四百人の投獄、五百人の笞刑、追放刑、漕刑を出したのである。この状態は遂に

有名なる老將軍ボウバンをして「鹽は神が人類に授けたる神食にして、従つて、何人も其上に租税を課すべからざるの觀を有するものなり」と云はしめた。

かくの如く過度の要求を以つて人民を惱した消費税の賦課を更に實際的に厭ふべきものとした別の理由を忘れてはならない。それはその徴收方法に關するものであつた。即ち租税請負の制度である。

カウツキーは云ふ「我々がたゞ其一端を示し得たに止まるあらゆる法律上の虐使や誅求、それを一々擧げてゐたら無限の表となるであらうが(ウヅツハスムートは彼の「革命時代に於けるフランスの歴史」に於て、一七八九年八月四日の夜、無償で廢止された封建的權利の百五十を下らない名稱を教へあげてゐる)、それらの役人等は彼等が許された丈を取らずして、彼等が可能なりし丈を取つた」と(註三〇)。可能なりし丈取るに最も適合した方法こそ、今あげた租税請負の制度であつた。

モンテスキューは「法の精神」中に、租税の請負と直接徴收とは何れが君主及人民に適してゐるかを論じてゐる。

彼は先づ直接徴收とは經濟的に且秩序的にその收入を自身で徴收する善良なる家父の經營であると考へた。直接徴收によれば、君主は或は其欲求に従ひ、或は其人民の欲求に従ひ、自由に租税の徴收を督促し或は延ばす事が出来る。直接徴收によれば、君主は國家のために、あらゆる方法によつて國家を貧窮ならしめる租税請負人の獨占利益を節約する事が出来る。直接徴收によると、君主は人民から無數の惡法——常に租税請負人の執拗なる貧慾が彼から強要せるものを——省いてくれる。

更に注意すべき事は、「金を有つてゐる者が常に他人の支配者であるから、租税請負人は君主に對してすら專制的となる。彼は立法者でないが、立法者を強制して法を作らせる」と云ふ事である。但しこの句はモンテスキューには租税請負制度の害惡を立證するためであつたが、他方から云へば、我々に、フランス革命がブルジョア階級の勝利であること、換言すれば、ブルジョア階級が王政を利用してその階級の同胞である農民を搾取してその富を致し、其富によつて君主を支配し、立法に參與し、遂に反王政的な彼等の欲求する立法を作るに成功した事を彼が豫言したものと云ひ得るだらう。尤もモンテスキューは一般に租税請負制度に反對したが、特別な場合、即ち、新設の租税の場合、これを最初に請負はせることが時に有效なのを認めてゐる。蓋し、脱税を防ぐ技術、及諸發明は租税請負人はその利害關係上、多く知るに至るが、租税管理人はこれを考察し得ぬからである。が徴收制度が一度租税請負人によつて作られたら、今度は直接徴税制度を設けても成功する。例之、英國に於ける今日の消費税は郵便收入の管理法は租税請負人から借り來たものであつた。然し、徴税制度を各政體に於て見るに「共和國では、國家の收入は殆んど常に直接徴税である。その反對の制度がローマ政府の大缺陷であつた。直接徴收制の行はれてゐる專制國家に於て人民は遙かにより幸福であつた。たとへばベルシヤ及支那を見よ。最も不幸なるものは、君主が其港と商業都市との税を請負はしめてゐる國の人民である。君主國の歴史は租税請負人の爲た害惡に満ちてゐる」(註三一)。

アダム・スミスも同様に考察して曰く、「國王は人民に對して二個の法外なる利得、受負者の利得と一層法外な專賣者の利得とを賦課した」と。

偕て消費税はかくの如く、有害な請負制度によつて居つたが、直接税は如何にして徴收されて居つたか。

このために、凡ての小教區に於て、二人、三人、五人或は七人の者が徴税人として人民の間から選ばれ、税務官の権力下で租税の割當と徴收を行ふ筈になつて居つた。然も人民にとつて「いかなる任務もこれ以上の負擔ではなかつた」。何んとなれば、彼等は徴收を委任された租税に對しては其財産、家具、身體を以つて職責を果さなければならなかつたからである。そして、チュルゴの時代では、この責任に對しては彼等は連帶關係を有してさへ居つた。チュルゴはこの事に關して次の如く述べてゐる。「此任務は、命ぜられた者にとつて、絶望的な仕事であり、殆んど家産を傾けるものであつた。一村の比較的裕福な家庭は、かくの如くして、すべて絶えず零落して行くのである」と(註三二)。従つて、何れも縁故をたどり、特權を利用して之れを免れんと試みた。

一七七九年にギエンヌの州會は次の如く公言してゐる。(註三三)「何人も徴税人の役目につくことをよろこばぬから、各自が交代にそれに従事しなければならぬ。従つて租税は毎年、その能力や誠實さについて何ら調査されない新徴税人によつて課せられてゐる」と。彼等は課税については全く不案内であるのが當然であつた。誰れが、隣人の収入を精確に知り得るだらうか。又、租税と他人の収入との比例をどうして精確に定め得たであらうか。然も尚、彼等は各人の精確なる所得額を定め、

これに課税しなければならなかつた。そして徴收額に對しては、それが徴收不可能なる場合には、彼等自らの財産と身體とを其補償にあてる義務を有して居つた。このために、彼等は常に彼等の時間の半分をも喪ひながら、租税支拂人の後を追ふて歩く事さへしなければならなかつた。

中産階級が都市に移住したのは、税を避けるのを目的としたばかりでなく、又他方には、この收税吏となることを避けるためでもあつた。都市の住居は、收税吏に選任される義務、彼等が税自身以上に恐れて居り、又事實上その通りであつた危険から彼等を救つたのである。

テイヌはフランスの租税制度を評して「それは恰も拙く無器用に出來上り、其運轉も目的も共に有害である刈取機械に似て居つた」と云つてゐるが、この有害なる刈取機械の運用は實に今迄述べて來た如くであつた。(註三四)。

三、富める農民

上述した不當なる多くの租税は、云ふまでもなく極貧な多數の農民をつくつたが、他方には極めて臆病ではあつたが富裕な農民の一部を構成した。

富裕なる農民は、極貧なる農民は勿論の事、暴戾にして壓制的課税を逃れるために中世に於けるユダヤ人の故智を模倣した。即ち、彼等は生活の安易な場合でも貧困の外觀を装ふたのである。一度、地租が課せられると、あらゆる者は呻き、眩き、何人も之を支拂ふとはしない。支拂期限が満了すると、即刻差押へが始まり、執行官屬の役人は數日家内に滞在して食事を供せしめた。しかも人々はこれを怖れず寧ろこの差押を期待する慣であつた。何んとなれば、若し或教區が差押を待た

ずに几帳面に支拂へば、その事は其教區の富裕の程度が大であると云ふ信念を徵税人の頭腦に起させ、翌年度の査定を二倍にも増加される恐れがあつたからである。差押に遭ふと云ふ事は損を招く事ではあるが翌年の査定額を増加せられて餘計な税金を支拂ふ程の損にはならないから、人々は、差押が、餘計の税金を支拂ふかと云ふ場合には、前者即ち彼等の利益になる道を選んだ。要之、假託的又は實際的、意識的或は無意識的貧窮が、農民の徵税吏に對する唯一の防禦法である、しかもこれこそ多年の經驗が彼等に與へた最も賢明なる道であつた。

この事情に關してはルソーの懺悔録中に次の如き一節がある。「疲れて、飢渴に死にそうになつて私はみすばらしい家をもつてゐる一人の百姓の許に這入つた。私はそれがジュネーヴか若しくはスイスにでも居るやうだと思つた。何故なれば、そうした所では不自由のない住民は人を歡待する状態にあるからである。で、私は其男に金を拂ふから食事を喫らして呉れと頼んだ。すると彼は私に乳皮を取去つた牛乳と大麥のパンの大切れとを、之れ切りもう何もないと云ひながら呉れた。私は其牛乳を大嬉で飲み、其パンを残らずムシヤ／＼と喰べて了つた。然しそれは疲れ切つた人間にとつて氣分を充分回復するに足るものではなかつた。私をよく／＼見て居つた此百姓は、私の食欲の様子によつて私の身上の真相を判断した。で、直ちに私の良い若者である事を見てとつたと云つた後で厨房の側の小さな揚蓋を開いて降りて行つたが、直ぐ復、純粹の小麥の茶色の良いパンと、切口はつけてはあつたがとても美味そうなるハムと、凡ての之等のものよりもずつと／＼私の心を悦ばした葡萄酒の一樽とをもつて引返して來た。それに充分厚味のあるオムレツを加へて、私は他の如

何なる徒步者も知らない様な食事をした。私が勘定しやうとした時、此處に彼の不安と心配とが再び彼を捕へた。彼は私の錢を欲しなかつた。彼は非常に困惑してそれを押返した。しかし滑稽な事にはどうして彼が恐れを抱いてゐるのか私には想像がつかなかつた。が遂に彼は頓えながら、書記と收税吏とについてこんな恐ろしい言葉を發した。彼の云ふ所によれば、彼は御用金の故に其葡萄酒を隠し、人頭税の故に其パンを隠したのであつて、若しも飢えてゐると思はれなければ、彼はひどい目に會はされるだらうと云ふのである。彼が私に此主題に就いて云つた事は、私に決して消え去らぬ印象を與へた。それは彼の不幸な人々を苦しめた凡ての困窮に對して、又其人々の壓迫者に對して、爾來、私の心裡に發展し來たつた消え難い憎惡の萌芽であつた。此男は、其活計は良かったが彼の額に汗して得たパンを食ふ事を敢てし得なかつた。しかも彼はその周圍を取巻いてゐる窮迫の中に陥ちて滅びて行く事を避け得なかつたのである。私は哀れむと共に憤慨し、且野蠻なる收税吏の餌となる爲めにのみ自然の贈物を浪費してゐるこの美しい國の運命を嘆きながら此の家を出たのである」(註三五)。

要之、辛抱強い一部の農民は宛然徵税人執達吏督促人のために種子を蒔き、收穫をなし、働きたがら貧窮して行つたのであるが、其苦みの中から毎週僅かに貯蓄し、それが一年の終りに、一枚の銀貨となると、大切に彼等の財布の中に投じて之れを貯へたのである。彼等の剩餘が硬貨の形をとつた事は彼等にとつて、窺ひ寄る「法律の従僕」に對して最も確實にして容易な隠匿方法であつたらう。そして前述した如き彼等の財政状態から推定すれば、彼等のこの貯蓄能力と才能とは實に驚く

へきものと云つてよからう。

然らば、何のために彼は貯蓄したのか。それは主として、財産、特に、土地財産に對する彼等の傳統的欲望であつた。しかも、當時の社會状態は農民のかくの如き希望の達成を助成せしめるに最も適して居つたのである。貴族階級の漸次的貧乏がそれであつた。

自ら土地を耕作しない土地所有者、又土地によつて生活しない土地所有者が、其土地から最も小額の利益しか引出さないと云ふ事は一の社會的自然法則である。何んとなれば自ら汗して勞働の成果を樂まざるものは費すところが常に得る所より遙かに大であるからである。然るに、當時の貴族は既に早や富の源泉ではなくなつて居つたのである。彼等の仕事は、彼等にとつて最早過去の繁榮と權力の一紀念碑にすぎない巨大な城郭を屢々修繕して家財を蕩盡するか、狩獵に其の日を送るか又は其以外としても所謂貴族らしい生活を送る事のみであつた。彼等の都市生活に於ても又然りであつた。たとへ、彼が大貴族であつて、王の寵遇めでたく何等かの莫大な利益を齎らす地位を確保する丈幸運であつても、華美を極めた衣服をつけ豪華な生活を試み、王の卓で遊戯に其日を送るならば、必らず、其家財を傾ける筈であつた。こゝに於て、自己の資産が一切の彼の要求を満たすに足らなくなる迄に縮少されたのを發見した大小の貴族は、彼等の傳來の財産の一部を手放す決心をした。賣られるものとして市場に出るものは紋章で飾られ、風見をつけた城でなくして、その周圍に横つてゐた土地の小片であつた。

この土地分割賣却の報に接した農民は、如何によろこばしい顔をして領主の所へ赴いた事であら

うか。

今土地を買はんがためにあらゆる金を貯へ、且價にかまはぬ程熱心な農民を想像して見給へ。それを買はんがためには、最初に彼の隣人たる貴族に支拂はねばならぬ。それでも尙、彼は土地を買つて自己の土地に自己の種を蒔き、自己の心血を注ぎかけた。廣大な宇宙のこの一小片がたゞ自己の所有物であると云ふ觀念は、彼に獨立と充分の誇を與へたのである。(註三六) トックヰユは土地に對する農民の傳統的心裡状態を評して、土地獲得といふ一種の精神錯亂が農民階級に流行したと云つてゐるが(註三七)農民の熱狂的な所有欲は、實際に土地の賣價を實價以上に賣らせて居つたらしい。この土地賣買即ち地租賦課地が所有者を變へる毎に、封土内財産賣買税(Lords' sales tax)を支拂はねばならなかつたが(此税はフランスの南部に於ては支拂はれてゐなかつたが今日の所有權移轉税の如きものである。たゞ異なるところは、今日の所有權移轉税の國家のために國家によつて承認されたものであるが、これは一切の種類の土地に領主によつて領主のためのみ承認されたものである)ヘユリーの貴族がこの税から搾取した年産額は三千六百萬に上つた。しかもこの計算は、甚だ不確實な様であるが眞實であつた。

土地購入の結果は分割相續と相俟つて小自作農の増加となつて現れた。革命勃發前二十年に農業協會は農地の細分割を嘆じてゐる。又同じ頃、テュルゴも「土地の分割は非常に一般的になつたので、一家族を扶助するに殆んど足る財産が屢々五人或は六人の子供の間に分割された。彼等は従つて、農業のみでは自己を扶助する事は不可能になつた」と。又ネッカーも、これより數年後、小土

地所有者の數が莫大に上つてゐる事を觀察してゐる。アーサー・ヤングを驚かしたのもこの土地細分の状態と小自作農の數の莫大さであつた。一七八九年に自作農の數を推定して、彼は彼等の有する土地は全國の三分の一に達すると云つてゐる。

又前二者以外に農民のこの土地所有を助成した尙一つの制度があつた。それは利益折半耕作制度である。ヤングは一七八七年五月三十一日の日記に、この制度の下に生活する農民を憐んで次の如く書いてゐる。「ソロオギユ、フランスの著述家の所謂悲惨なるソロオギユで土地を耕作してゐる貧民は折半小作人である。即ち、土地に設備を設へる能力をもたずに土地を借入れてゐる人々である。地主は家畜と種子とを設付けてやらねばならぬ。そして、彼と彼の小作人は生産物を分配する。貧乏を永久にし、且教育を除外する悲惨なる制度である」と(註三八)が、彼のこの觀察は表面的であつた。ラテン語の *Medietarius* から生れたこの *Métayage* は、フランスの多くの地方で非常に成功を得たのである。土地所有者が無償で土地を提供し、農夫はこれに必要な勞働を與へ、其結晶は兩者で均等に分配すると云ふ組織は一見甚だ複雑な如く見えたが、この制度は、ヤングの觀察と正反對に、フランスの農業的繁榮に對する重大なる要素に數えられねばならなかつた。Betham-Edwards は、Baudrillart の著「*Le métayage en France et son avenir*」によつて、これ以上に農民及農業の狀態を改良したものはなかつた。「實際、共同耕作の別名にすぎない折半農業制度は雇傭勞働者から資本家の地位に上る踏石を形成してゐる」と斷定してゐる。(註三九)

尤も前述した所のヤングの説即ち、自作農の所有地が全國の三分の一に達するであらうと云ふ推

定には、異論がある。今舉げたベザム・エドワーツの如きは、ヤングが三分の一と斷定した事を以つて、非常に精確なる著者の細少な誤謬の中の一つであると論じて、彼自身は四分の一と推定してゐる(註四〇)。又、トックヰユの如きは二分の一に計上してゐる(註四一)其の何れが正確な計算であるかはこれを結論の所に譲るとして、以上の事實から、我々はフランスに於ける土地細分の状態が、フランス革命から直接に發するものと想像する事が俗世的の謬つた見解であると云ふ結論を得る事が出来る。

若し、土地の漸次的讓渡の跡を求めて歴史を遡るなら、Louis le Hutin による隸農の解放以前にまで行かねばならないであらう。數度の十字軍、特に聖ベルナルのそれは、土地所有權について一の革命をもたらした。様々の奢侈によつて貧困になつた領主は、財産の一部を單に富裕なブルジョアジーや僧侶に限らず、又彼等の隸農にさへ、必要な設備を供給すると云ふ約束で賣つた。かくして、多くの貴族は解放料をとることに成功したが、他方に其世襲財産を失つた。自由な農民は少しづつ、彼等の地位を向上さす事を考へた。そして、彼等はアン大王の召集した一四八一年の三民議會に於て、始めて立法議會に参加する事を得て居つたのを我々は發見する。故に我々は、次の如く云ふ事が出来る。革命が教會財産及貴族の領地の多數を市場に持出す手段であつたのは眞實であるが實際は、既にそれらの土地が他人の手に移つて居つた事を公に認めさすものにすぎなかつた。

但し、我々は農民が土地を得る事は、彼が眞實の意味で其所有者になつた事を意味するものでないのに注意しなければならぬ。古代制度の下では、貴族の土地采邑地を貴族でない者に賣却又は讓

渡するを許されなかつた。領主が、自己の支配庇護してゐる土地を繁榮せしめるため又、其耕作を助長するために平民に譲渡した場合でも、彼は其土地の上に依然として主権と所有權とを保有して居つた。故に譲受人は土地の所有者でなく、地租を支拂ふ保持者にすぎなかつた。若し、彼が之を他に順次に譲つて行くなら、地租支拂の義務を有する者は、領主によつて承認された新借地人であらう。即ち地租は土地の所有移轉に附隨した領主の永久的収入であつた。しかもこの地租には時効がなかつた。たとへ二十年、三十年或は一世の間これが支拂はれなかつた事實があつても、領主は常に之を要求し、且未納額を全部要求する權利を有して居つた。支拂ふべきものは地租(cens)にすぎまらない。其以外に十分の一税(Le droit de terrage)現物税(champot)があつた。地租は定額の年賦金であり、又屢々金納のものであつたのに反して、現物税は自然物の年賦金であり、又収入に比例するものであつた。この比例は地方によつて異つて居つたが、時としては收穫の五分の一に達することもあつた。そして、二十分の一より少い事は決してなかつた。現物税は果樹の收穫から先取される時には *parcière* と呼ばれ、葡萄園から先取される場合には *carpot* と呼ばれた。馬鈴薯の如く封建的契約が結ばれた時代に未知のものを除いては、一切の土地生産物は領主の目から逃れる事は出来なかつた。

故に、農民が土地を買取つて自作農になる事は、新らしく税金を負擔する事を意味したのである。單に日傭労働者としての彼ならば、資本としては其腕より外に存しないから、税金も従つてたゞ一部分にしか及ばない。即ち「一物もなき所では王はその正當な權利を失ふ」。然し、今や彼は所有者である、彼自身の貧困の程度を極めて主張しても租税は嚴然として彼の上に課せられた。況んや彼と同様に農民であり、且「この課税制度のために自然に密告者たり、敵となる様に教育された」彼の隣人(註四)たる收税人は、この財産がどれ丈の収入を齎らすかをよく知つて居つた。結局、彼等は一片の土地の購入によつて愈々課税の慘酷さを痛切に感ぜしめられたのである。従つて、農民によつて貯藏された貨幣は、精々新しい土地を購入するためにこゝかしこに利用されたに止り、經營の改良に利用される餘裕は殆んどなかつたと云つてよかつた。何んとなれば、土地生産の改良は、土地購入の場合と同様に、其結果、即時に税金の引上を招來したからである。

遮莫、多數の農民が自作農化したこの事實は、當時の農村が、甚だしく疲弊して居つたとは云へぬ。隅々まで生色を失つて居つたのではなく、所々には希望と明るさを持つて彼等の勢力を貯へて居つた事を示すものであつた。

アーサー・ヤングは一七八七年八月十二日に次の如く記してゐる。「Moneng へ道をとる。間もなくフランスに於て余にとつて殊に新奇な状況に出會つた、そして余は自分の眼を殆んど信ずる事が出来なかつた。立派に建てられ、堅固な樂しげな多くの農家の連續、各々小さい庭を持ち、剪除された垣根でかこまれ、多くの牝や其他果樹を有ち、生垣には見事な櫛が飛びくぐりに植えてあり、若い木には所有者の至り盡せる心遣ひが費やして育てられて居つた。……人々は皆赤い帽子をかぶり丁度スコットランドの高地の住民の様である」と。

同じく十三日には、「昨日の愉快な光景が続いてゐる。有産者が多い、農家は幸福のあらゆる風貌

を有つてゐる。Navarre は壁で城構へした小都市で、三つに區分されてゐる。リンネル機業が擴つてゐる。農家の多くは見事に育てられ、整然と刈取られた薔薇の生垣をめぐらされてゐる」と(註四三)。

かくの如く、農民の大衆が増々貧困に陥り、少しの旱魃にも食物の不足と飢饉を感じて居つた中に、幾分裕福な野心をもつ農民の新階級が殊に貴族階級の急速に崩壊しつゝあつた地方に形成されつゝあつた事實に或る重要性を與へることが出来る。何んとなれば、革命の續いた年、若しくは其五年間に、封建制度は請戻なしに廢止さるべき事及王黨貴族の土地財産を沒收して小區劃に分けて賣却すべき事を頑強に主張したものはこれらの裕福な農民階級であつたし、又一七九三年に以前追出された貴族前地主に對して最も辛辣だつたのもこの階級であつたからである。當時革命の接近に際して、人々の胸に希望を滿たし、反亂の精神を刺戟したのは、實に村落に於て重要な實在性を有したこの農民を通じつゝであつた。一七七四年に於て、ルイ十六世の即位以來引續いて叛亂が増加したのは、この覺醒の證據である」とクロボトキンは附言してゐる。(註四四)

明るさと暗さ、進歩と停止の二重奏は十八世紀末のフランスの農村に現れた奇異なる現象であつた。然し、富める者は常に少數である。大衆は依然として貧しい生活に喘いで居つた。

附記

本章を富める農民と題したが、こゝに云ふ富める意味は極貧者に對して相對的に富んだと云ふ意味、換言すれば、稍生活に餘裕を得て土地を所有し得た程の農民の意である。

四 貧しき農民

然らば、富裕から置去られた多數の農民は如何なる程度の生活を續けて居つたらうか。

この貧困は一七八九年に初めて我々の注意を惹いた問題でなく、それより一世紀も以前、年代的に云へば、ルイ十五世、ルイ十六世の時代に迄溯ることが出来る事實であつた。

ラブソエールは一七八九年より一世紀前に次の如く述べてゐる「牝牡の一種の野獸がこの國の至るところに見られる。黒く青ざめて日に焼け、地にこびりつき、何物にも打克つ頑強さを以つて土地を掘り耕してゐる。彼等は言葉を發することが出来る如く思はれ、眞直に立上ると人間らしい顔つきを見せる。否實際のところ人間である。彼等は他種の人間のために代つて種子を蒔き、耕作し收穫し、従つて彼の播きしパンに不足せざる資格を持つてゐる」と。然るに、この間二十五年、彼等は食料に缺乏し群をなして死んだ。テイヌはこれを測定して、全人口の約三分の一、即ち六百萬人が饑饉、窮乏の中に死んだと云つてゐる位である。テイヌのあげたこの數字は稍々過當であるかもしれないが、この頃既に農民の窮乏の甚だしかつた事は確實である。(註四五)

一七二五年ストラスブル及シャンチヒイに於ては、其浪費が甚だしかつたのにノルマンデイに於ては人々は野の草を食物として居つた。サン・シモン公はこれを評して「歐洲に於ける第一の王は、たゞあらゆる状態の乞食の王となり、又王國を默然として凡てを剝奪された瀕死の病人の大病院と化してしまはねば偉大な王となり得なかつた」と。又、或人は一片のパンを王の食卓に置いて「陛下よ、あなたの人民が目下食料としてゐるパンはこれで御座います。私の治めるトゥレイヌの郡では、人々は一年以上草を食してゐます」と報告した。

或る司教は王の質問に答へて「饑饉と死亡率とは人々が羊の如く草を食し、繩の如くに死んで行く程であります」と。又或る司教は其書簡(一七四〇年クレルモン、フェランの司教、マッシュヨンのフルウリイ宛)に於て次の如く述べてゐる。曰く「或地方の人民は、寢床もなく道具もなく、眞に恐るべき貧窮の中に住んでゐる。大多數の者は、半ケ年の間、彼等の唯一の食料である所の大麥或は燕麥のパンさへも缺いてゐる。そして彼等自身及其子供達の口より之を取去つて税金として納める事を餘儀なくされて居る。この悲惨なる状態を余は毎年巡視に際して見ることを甚だ苦痛とする。我々の植民地の黒人共は、この點に於ては、遙かに裕福な生活をしてゐる。何んとなれば働かさへすれば彼等はその妻子等と共に衣食を充てがはれてゐるからである。これに反して、我々の農業國內で最も勤勉な階級は、一層過激に懸命に勞働をしてゐるに拘らず、彼等及其妻子等のパンを得る事が出来ず、同時に國庫補助金を支拂はねばならぬ」と(註四六)この結果農村に於ける結婚数は著しく減退した。獨身の男女は一人も結婚をせず又結婚しやうと云ふ意思すら持たなかつた。結婚を勧められた時に、彼等は異口同音に、自分等と同様に不幸な人間を此世に送出す事の無價値さを辯立てた。屢々引用するが、ヤング旅行記から當時の農民の貧窮に關する記事を二三掲げて見やう。

「女は彼女等の牛のために前垂の中に雜草を摘んでゐる。これはカレー以來引續いて余が觀察した貧困の證據である」

モンタデイエの宿屋に於て、幾人かの不頼漢風の男が黒パンを喰つてゐるのを見た。其容貌があまり漕役囚徒を偲ばせるものがあつたので、鎖ががら／＼鳴る様に思つた。そして一人旅の淋しさから身に寸鐵を帯びてゐないのに氣がつくと、この時迄ピストルなどを携帯しやうとは夢にも思はなかつたのに、若し持つてゐたらよかつたのにと初めて思つた。

客に對しては従弟の様なこの宿屋の主人は幸じて余のために幾らかの粗末なパンを得てくれた。(粗末であつたが黒パンではない)。——然し、肉も、卵も莢豆も質の悪い酒もない。余の騾馬には穀物も、枯草も藁も草もない。パンの塊は幸に大きかつたので、余は一片をとつて、其餘をスペイン生れの余の四足の友人にこいでやつた。この友人は有難かつて喰べたが、宿屋の主人はブツ／＼云つた」。

「モンターバンへ行く。貧民が實際に貧しい姿をしてゐる。小供等はひどい襤褸を着てゐる。出来る丈粗惡な姿をしてゐるのでまるきり着物をきてゐないと思像出来る位であつた。靴や靴下などは彼等には贅澤である。六七才の美しい小女が棒を持つて遊んで居つた。そして彼女を眺めると心が痛む程の襤褸の衣服で微笑ひで居つた。彼女等は物を乞ひはしなかつた。余が何か與へた時、感謝するより寧ろ驚いて居つた様子であつた。この州で余が見たものの三分の一は未開のやうであつた。そして殆んどすべてが悲惨であつた」

「余は一人の貧乏な婦人と一所になつた。彼女は時勢を啣つて居つた。彼女の理由を聞くと彼女は自分の夫はほんの一片の土地一頭の牛、及一頭の貧弱な小馬しか持つて居らぬのに一人の地主には償還地代として四十二片の小麥と三匹の鶏を、又もう一人の地主には百六十二片の燕麥、一匹の鶏と一フランとを支拂はねばならぬ。其上重いタイユや其他の税も支拂はねばならぬと話した。彼女

は七人の子供を持つて居つた。しかも牛乳はスープを作るのに用ひられた。……現在人々はこんな貧困者のために誰れかゝる人々によつて何事がなされるべきであつたと噂してゐる。然し彼女は誰れがどうしたか知らなかつた。然し、神はよりよいものを我々に贈られるだらう、何故かと云ふにタイユや其他の税が我々を壓殺しつゝあるからと——彼女は遠くから見ると六七十才にも思はれたが——彼女の云ふ所によるとたつた二十八才であつた。旅行しないイギリス人には、フランスの百姓女の大部分の面附を想像する事は出来ない。それは、一見して、つらい烈しい労働を物語つてゐる。彼等は男よりもはげしく労働するらしい。そしてその事は世の中に新らしい種類の奴隷を生み出す以上に悲惨な労働と結合して、男性と女性との容貌の一切の均衡を破壊してゐる。この二王國に於ける下層階級の様子が存するこの差違を我々は何に歸すべきか。政治へ」

又ペイラックを通つて多くの乞食に出會つた。ヤングは曰く「この地方全體は娘や女は靴或は靴下なしである。農夫も木靴をはいてゐない。國家繁榮の土臺を動かすものは貧困である。貧民間の大なる消費は、富者の間のそれよりもより大なる結果を有してゐる。一國民の富は其循環と消費とにある。故に、革や羊毛工業品の使用を貧民が避ける場合はこれを第一位の害と考へねばならぬ。それは余にアイルランドの貧窮を思ひ起させた」。(註四七)

然らば、かくの如く世人周知の農民窮迫の事實に對して、政府は何等施すところがなかつたのであらうかと云ふに、そうではなかつたのである。疑もなく、ルイ十六世の下に於ける政府は幾分農民に對して寛大であつたらう。何んとなれば、トックヴィユの云ふが如くならば、ルイ十六世の治世は

舊王國に於いて最も繁榮を極めた時代であつたからである。州知事は州民を富裕ならしめる計畫を頭腦に書き、道路運河、製造、商業及特に農業に注意を注いだ。即ち、困窮の中の農民を助ける丈では満足せずに、彼等に忠告を與へ、時としては、強制的に彼等に富裕になる方法を教えやうとする中央政府の意を體した地方長官は、農業に關する小冊子を分配し、農業協會を建て、奨励金を出し、種子や苗木の分配に於ては非常なる注意を以つて行つた。そして同時に、法律の苛酷さも、其適用に當つては、頗る改良が加へられたのである。一言にして云へば、農民の悲惨の度は大いに減ぜられた。が、それでも尙、東縛は實際に農民の耐えうる以上であつた。

要之、理論的に人道と常識の立場から統治者が農民を救済せんとし、彼等に同情を抱いて居つた事は事實であるが、實際には、必要と習慣とが、彼等をして依然としてリシュリューの格言を遵奉する事を忘れさせなかつたのである。

リシュリューが其政治的遺言としたものは「若し國民が裕福であつたならば、彼等を合法的な東縛制限の中に統御する事は困難であらう」と云ふのである。換言すれば、農民は窮乏と云ふ刺戟なしでは働かない。農民は性來怠惰である。彼は耕作しないで暮して行けたならば働かうとはしないだらう。貧窮は支配者にとつて怠惰に對する唯一の安全の安全瓣であると云ふ學説が、政府當局者の間に廣く承認されて居つたもの様であつた。既述した如く、ヤングが、かくの如く甚だしい貧困は政府に歸すべきであると觀察したのは、こゝに理由が存するものである。ブルターニュの一日は彼をして又次の如き揶揄の言葉を發せしめた。曰く「專制主義の咀はしき格言と封建貴族の同様に厭ふ

べき僻見のため、勤勉であるべき幾百萬の人が怠惰となり飢えて居るのを見て、王、大臣、パールのマン及國家は、彼等の僻見に何んと答ふるか」と(註四八)

ヤングと相並んで既に其非を道破して居つた入の中の一人はモンテスキューである。彼は云ふ「人は人民を勤勉ならしめる爲には重い負擔が必要であると論決した。然し、そうした負擔を課してはならぬと論決する方が正しい。

「自然は人間に對して公正である。彼女は人間の勞力に對して報償を與へる。彼女は人間を勤勉ならしめる。何故ならば、彼女はより大なる勞働にはより大なる報償を與へるから。若し恣意的權力が人間から自然の報償を奪ふならば、人は勞働が嫌ひになり、無爲が唯一の幸福の様に思はれる。

「國家の富の結果は、すべての人心に青雲の志を與へ、貧窮の結果はそこに絶望を生せしめる。前者は勞働によつて刺戟され、後者は怠惰によつて慰められる」と(註四九)

デイキンスの麗筆はこれを次の如く物語つてゐる。「美しい風景、そこには美しい穀物の實りがあるにはあるが豊かでない。本當なら小麦のあるべき所に貧しげなライ麦や貧しげな豌豆大豆の畑があり、ひどく出來の悪い野菜の畑がある。非情の自然の面にも、それを耕した男や女に見ると同様に、いや／＼ながら生立つて行かうとするやうに見える一般的傾向がある——思ひ切つて枯れて了ひたいと云ふ元氣のない傾向が見える」と、肥料を少しもやらぬ土地、やり得ない土地は見る間に益々瘠せて行つた。兎作は相繼いで起つた。

かゝる時に經營を續けて行ふ事は多くの農民にとつて不可能事であつた。彼等は家郷を棄てた。

田舎は見る間に寂れて行つた。既に一七五〇年ケネーは耕作しうる土地の四分の一が不耕の儘にある事を、又、一七八九年には、ヤングが耕地の三分の一(九百萬ヘクタール以上)が荒廢してゐると言明してゐる。且、農民の數の減少は、彼等に對する税額の割當の増加を伴つた。かうして、多くの農圃から全人口が加速度を以つて次第に逃走し去ると云ふ脅威を生じたのは毫も怪むに足らぬ結果であつた。然らばこれら窮迫した農民は何處へ行つたか?

五、農民とルンペンプロレタリアート

窮迫した農民には二つの道が残されて居つた。一つは賃銀勞働者として都市へ流入する事、及軍隊に参加する事、他は乞食となつて、又強盜となつて、故郷のほとりに、都市にさまよひ歩く事である。

前者は後者よりも遙かに社會的優位を占むべき道ではあるが、實際問題としては、何れの道も、彼等にとつては大差ないものであつたらう。此等の分子が、我々の所謂プロレタリアート或はルンペンプロレタリアートの語を以つて總括する一大集塊の構成に貢獻する所は明かに大なるものであつた。そして、凝結はしてゐないが、結合はしてゐるこの雑多な要素の集塊が、平民的反對黨として、ブルジョアの反對黨と對立して、貴族特權階級への有意識的或は無意識的階級感を構成したことも又明白である。

但し、かくの如き過程によるルンペンプロレタリアートの發生は、たゞ、十八世紀末のフランスに於て見る事の出來る唯一の現象ではない。エンゲルスの云ふ如く「ルンペンプロレタリアートは、

多少完成せる態様を以て殆んどすべての從來の社會段階に現れた所の現象たることを通例とする」ものである(註五〇)。エンゲルスの「ドイツ農民戦争」の一句は、十六世紀前半のドイツにも同一の現象の現れてゐる事を我々に示してゐる。曰く「一定の生計の道或はさまつた住所のない人民大衆は、如何なる生計の道も如何なる生活分野もすべて無数の權利によつて閉ざされて居た社會に於ける封建制度の没落によつて、當時、甚だしく増大したのである。すべての發展せる國々に於いて、十六世紀の前半程浮浪者の數が多かつたためしはない。是等の浮浪者の一部は戦争になると軍隊に参加し、一部は田舎中を乞食して廻り、他の一部は都市に於いて日傭労働及び未だ同業組合組織の出來てゐない仕事によつて糊口をすごしてゐたのであつた。」とエンゲルスは記してゐる。(註五一)

偕て、當時外國へ移住すると云ふ事は、まさに、農民にとつて殆んど不可能の事であつた。そこで、彼等は日傭労働者として都市へ押寄せたのであるが、彼等はこゝでも再び封建的制限を發見した。それはツンプトの獨占であつた。この制限が、田舎人民の都市に於ける出世、寧ろ、生活に對してすら、大なる障害を形成して居たことは云ふまでもない。そこで、彼等は再びこの壓制から逃避せんため比較的自由的な巴里の城外市に溢れ込まざるを得なかつた。この結果、彼等は、サンキュロット主義に向つてそこで成熟して行つた大衆の膨大に對して多大の寄與をなしたのである。かくして都市に於ける農民のプロレタリア化は粗々確立したのである、都市に於ける階級闘争に於て、重大な役割を演じたのはこの部分であつた。

他の一部は軍隊に服役した。彼等が軍務に服したといふ事は、然し、彼等が特權者の關心事に對して感激を有して居つたから生じた事ではなかつた。彼等は崇高な義務觀念からではなく、衣食のためこの地位を發見したのにすぎないのである。

階級的に云へば、當時の軍隊なるものは、實に彼等の敵であると云はねばならなかつた。何んとなれば、人々が當時直而して居つた不安と擾亂の中にあつて、秩序はたゞ「四足」と群衆と呼ばれて居つた衛兵によつてのみ保持されて居つた、そして、この秩序の維持こそ、古代制度の保持者の最も好むところのものであつたからである。

騎馬の兵士は、その蹄によつて富者の尊敬を支配し、人民の間に恐怖を吹こんだのである。當時の人々は、騎馬の衛兵の出現が如何に烈しい暴動をも、いかに早く平定するかを常に眺見し得たのである。然し、やがてこの強壓力を有する勢力も社會の情勢の前には壓倒されて行つたのである。秩序を維持する十五萬人の氣質は、何時しか、之に服する二千六百萬人の氣質と同様になつた。悪弊や階級的離反、及其他一切の國民を解體する要素は、同時に、軍隊の精神的武装をも解除せしめたのである。

或る經濟學者は、兵士の待遇の薄さを嘆じて「兵士にかく低き俸給と、かくの如き衣食住を與へ、全く之れを從屬的ならしむることは、彼等をして下層階級以外の人々を殘酷に剝奪せしむるに至るべし」と云つてゐる。ネッケルも亦、這般の事情を數字的に説明して、「毎年國庫の負擔せし軍隊の俸給の九千萬フランの中四千五百萬フランは、將校の受ける所で、兵卒は残りの四千四百萬フランを受けるに止まる」と云つてゐる。下級兵士の待遇はかくの如くに甚だしかつた。加之、其實たる

や、前述した理由によつて、又甚だしく粗悪なものであつた。即ち、彼等は、多数の浮浪人の中から、その家族を認知し得る者、或は引受人を發見しうるものを撤去して、あとに残つた原籍不明者、危険人物のみの集りから、一番無害であると思はれて、選抜された兵士達であるからである。従つて、一七八八年にボー元帥はドゥファイネの暴動に先立つて、軍隊こそ信頼するには不可能であると云ふ報告を陸軍大臣に提出した位であつた。革命直前に於ては、人民も兵士の意の有る所を殆んど的確に推知し得た。一七八九年六月三十日のアーサー・ヤングの記述には、租税を支拂はぬ決議をした人々に、軍隊は決して銃火を浴びせはしないだらうと確信する。たとへ萬一にも彼等がそれをしたとしても、餓死するよりは鐵砲で打たれた方がいと云ふ地方民の叫が明示してある。(註五二)最後に、日傭労働者にも兵士にもなり得なかつたもの、奪はれる丈奪はれたる者が最後の行き方を求めた。

所謂「離して自由にされた者」のこの大多数は、乞食や浮浪の徒となつて都市や田舎を放浪したのである。この群こそ、獨逸語で云ふ所の Lumpenproletariat、又テイヌの用ひた *prolétaires en haillons* なる表現に最もふさはしい人達であつた。

不幸な人々は、屢々、猛烈な迫害を蒙る。否、権力者が、無財産と失業とを治療するにはそれによつて最も苦むでゐるものを虐待すればいいと考へるのは、昔も今も變はない。即ちシオアージュル公は、一七六七年には全フランスの乞食を撲滅しやうと試みてゐる。州知事の書簡は、彼が如何にきびしくこれを實行したかと云ふ事を證據立てゝゐる。誰れ彼れの差別なく王國內全部に於て乞食を逮捕する様にと云ふ布告が警察に示達された。其結果逮捕された数は五萬人と云はれてゐる。すべて活動能力を有する放浪人は勞船苦役に送られ、他のものに對しては、國內の各所に救貧院が四十ヶ所もつくられた。だが然し、實際に於ては、富者のふところを開けた方がよりよい解答を得たことであらう(註五三)。失業したといふ事實で三年の勞船苦役を以つて處罰されたに拘らず、一七七七年には乞食の数は百二十萬人に及んで居つたといふ事である。

ルイ・ブランが出したこの計算は、彼がどうして出したか我々には判然と分らない。これはカウツキーの云ふが如く(註五四)單なる見積であるかもしれないが、乞食の増加の顯著であつた事を示すには充分である。この事については、カリヤエフの著述「十八世紀最後の四分の一の世紀に於けるフランスの農民並びに農民問題」一八七九年の中から引用して、カウツキーが彼の「フランス革命時代に於ける階級對立」の中に轉載してゐるからそこを参照せられん事を希ふ。(註五五)然し、乞食に零落したものは無力の徒である。この身分に陥つて足蹴と窘窮を受ける事を屑しとせざるものであつて、強健な腕力と大膽なる性格を有して居つた者は相集つて武裝せる隊伍を編成した。彼等はその必要とするものを暴力で奪取したのである。強盜の出没も一七八九年代のフランスにとつては根絶し難い國難の一つを形成して居つたとテイヌは云つてゐる。

テイヌはこれらルンペンプロレタリアートに於て甚だ大なる社會的勢力を認めた。曰く「彼等は、丁度軍隊が戦場に出んとしてその全將校を免職してしまつたと同様で、一番大膽な且殺伐な、そして最も迫害された者が、前制度の下に最も苦める者が、新たな指導階級となり、先頭に立つて進め

と叫び前進部隊を形成したのである。一七八九年に是等の團體は既に準備されて居つた。

「あらゆる革命を通じて社會の最下級者は社會の表面に浮上る。是等のものはかつて見られざりしものであつて、森の穴熊や下水の鼠の様に、その隱家の陋家の中に潜んでゐたものである。彼等はこれらの巢窟中から群をなして出て來た。パリに於て突然何と云ふ姿が明るみに出た事であらう。彼等は一人六フランで暴動の頭目となり、其脊後から人民が進軍したのである。」

「かくして、カフエーの政治家はその解釋者と執行者を行路の暴徒に見出したのである」と(註五六)このルンペンプロレタリアートは又屢々村落へ潛行して行つた。

彼等は目鼻立の整つた、さもなくても、生れつきや手入で充分美しくされた顔をもつた家柄のいゝ貴族に對して、奇妙な對象を裝つて、農村の下層民の中に現はれた。一人、道路人夫が塵まみれになつて、あれは塵だから塵にかへらねばならぬと云ふ様な煩はしい事は考へないで働いてゐる時に——と云ふのは、夕飯がどんなに少ししかないか、ありさへすれば、どんなにでも澤山喰べてやるのになごといふ考で心が一杯だつたので——その相手もぬない仕事からふと目をあげて四方の景色を眺めるときに何かしらみすぼらしい人間の影が徒歩でやつて來るのをよく見かけた」とデイツキンスは書いてゐる。

「そんな人間は、以前こそ、このあたりで珍らしいものであつたが、今ではよく見かけるやうになつて來た、だん／＼近づいて見ると、道路人夫は、毛むくぢやらの、さながら、野蠻人の様な顔付をし、脊の高い、この道路人夫の眼にさへも不様に見える木靴を穿いた氣味の悪い粗野な、色の黒

い男で澤山の國道の泥と塵を浴び、澤山の低地の沼臭ひ濕氣でじめ／＼し、森を通つてゐる澤山の裏路の刺や樹の葉や苔蘚などが一面にひつ付いてゐるのをよく見たが、別に驚きもしなかつた。」

この種の人間の現れた所には必ず燒打の火の手が上つた。そして或る所では彼等が勝ち又他の所では封建的支配の役人が彼等に復讐した。飢と怨恨のために一族は屢々農村に起つたが、其都度國家並に封建的役人等は刻々に強力な抵抗を経験する事を餘儀なくされた。かくの如く、群衆のこの第三の部分は、農民謀反及農民軍。時としては都市の謀反に、屢々其全身を現はしたのである。

ルンペンプロレタリアートのこの潛行運動は何れの農民一揆に於ても同様であつた。エンゲルスは前述した「ドイツ農民戦争」に於て、ライン上流地方のブンドシーの再興者ヨッス・フィルタイが如何に巧妙に種々雑多の人間を其仲間に入れたかを物語つてゐる。曰く「ヨッスは乞食の頭目達と直接交りをつんで、是等のものを通じて無數の浮浪者達を全然自己の配下としてしまつたのである。是等の乞食の頭目達はヨッスの陰謀上重要な役割を演じてゐるのである。彼等は極めて創意に富んだ人物であつて、其の中の或者は娘と共に流浪をなし其娘の足を怪我したやうに見せ掛けて物乞をしたのであるが、此男は帽子に十四人の救濟者聖、オッテリエ、聖女、等、等八ツ以上の徽章を帽子につけて、更に長い赤髯と、七首と針とが付いた大きな節のある杖とを持って歩き廻つてゐたのである。また或者は、聖ヴェルテンの名に於いて物乞ひをするかたはら、香料と虫下し薬を賣り、鐵色の長い上衣と赤い縁無し帽を着け、其にトリエントの幼兒を負ひ、腰には劍、帯には七首一挺の外に澤山の小刀を持つてゐたのである。……こんな手輩が尠くとも十人はゐた、彼等は二千

グルデンの報酬でエルザス、邊境伯領バーデン及ブライスガウに於て同時に火を放ち云々と(註五七)、これらルンペンプロレタリアートが當時如何なる程度に社會的勢力を有して居つたか、或はライヌの云ふが如く偉大なる實行力を有して居つたか、この點は一七八九年に於けるフランスの無産階級を論ずる際に譲ずるとしても、たゞ之れ丈は、即ち、これらの分子は、第三階級中の構成要素として、この資本的革命的勢力に一つの實行的原因となつたと云ふ事は確かである。

實に、クロボトキンの云ふが如く、フランスは一七八九年よりずっと以前に、既に暴動期に入つて居つたのである。彼は云ふ「一七七四年のルイ十六世の登位は、飢饉一揆の總體的連續に對する合圖であつた」と(註五八)

一揆は一七八三年迄續いた。それから比較的靜安な時代が來た。然し一七八六年以後、そして更に一七八八年以後に於いて、農民の一揆は更新された勢力を以て再び勃發した。

一揆は一七八九年に至る迄數に於いて増加して行つた。そして一七八九年には、東部、北東部、南東部に於いては全國的になつて居つた。

クロボトキンは「フランス農民に與へた大革命の効果を研究した教授カレーフ(Kareeff)を通じて、バスチーユ占領に先行した農民の反亂に關する書類の巨大な包が國立保存所にあることを知つた。フランスの記録保存所にあるものについて、研究することが少しも出來なかつた自分の方では、當時の多數の地方的歴史を調査して既に以前の著作に於いて、一七八九年一月以後、一七八八年十二月以後に於いてさへも非常に多數の暴動が村落に勃發したことの結論に到した」と云つてゐるが

(註五九)、以つて是等の反亂が其範圍と性質に於て甚だ恐るべき程度のものであつたことが窺はれる。この一揆發生の源因中で最も主要なものは、云ふまでもなく、兇作につぐ飢饉であつた。パンの缺乏、これは常に一揆の主要なる原因の一つであつた。故にすべての一揆は殆んど常に同一の外貌をとつて現れた。即ち兇作の程度に比例して一揆は其勢を増減したのである。兇作以外に、封建的租税の支拂が一揆に對する恒常的煽動者となつて居つた事は云ふ迄もない。

一七八九年の六月十日にアーサー・ヤングは「パンの缺乏は恐怖すべきである。一揆と暴動の起つてゐる各州から刻々に報告が到着する。市場の平靜を維持するために軍隊が要求された。報告された價格は白パン一ポンドに對して五フラン、貧乏人の喰ふ種類のものに對しては三フラン半から四フランである。この割合は、彼等の能力以上であり、大なる貧困の原因である」(註六〇)、

しかも、食糧の供給方法に關して政府の處置は決して完全なものでなかつた。一例を挙げると、マンドンに於いては、警察、即ち州知事は、同時に等量の大麥を買はぬ者には市場で小麥を賣るべからずと命じた。然し、よりよく供給するために供給に制限を置き、人民に政府の憂慮と懸念を示す程無分別な且笑ふべき規約があらうか。この結果、人民に一つの警報を與へることになり、政府當局がそれを低下せしめやうと努力する毎に價格は騰貴して行つたのである。

又地方長官の告示によつて、何人も市場に於ては二ブッシェル以上の小麥を買ふことを許されなかつた。これは一に獨占を防ぐ意思によつたのであるが、すべてが、る規約は害惡を増加させる直接の影響を有してゐると云ふ事は常識に訴へて明白である。

アーサー・ヤングは、暴力を防ぐために市場の十字街に一隊の騎兵を整列させて、小麦がこの規約の下に賣られてゐるのを見た。然るに、人々は、パン屋がパンに對して要求する價格が小麦の割合以上であると主張してパン屋と争つた。そして、言葉の端が忽ち立廻りとなり、暴動となつた。彼等は小麦やパンを掠奪して逃走した。これは彼がナンギスに於て目撃したところであるが、他の多くの市場でも又同様であつた。

この結果、農夫もパン屋も、人々が餓死する危険に陥入る迄、パンや小麦を供給しやうとはしなかつた。そして、それが供給される時は、その價格は甚だしく騰貴し、反つて人々の困窮が重された時であつて、そのために、實際に、軍隊が市場の供給者を保護するために必要となつたのである。ヤングの日記から二三の暴動記事を引用して見やう。

七月二十一日、巴里の事態に關する記事をのせてゐる新聞や雑誌を読んだ。そして、余は現在の革命に就いて數人の思慮あり智識ある人としばらく談話を試みた。革命の精神は、王國のあらゆる方面に行互つてゐる。パンの價格は到處で人民にあらゆる種類の暴力を準備させた。リヨンに於ては巴里と同様に烈しい暴動があつた。ドーフィネは武装してゐる。ブルターニュは全く暴動化してゐる。

同日、この夜、余は一外國人にとつては奇怪なる光景であるが、心あるフランス人にとつては恐るべき光景あるものを目撃した。暴徒は、市役所の角に一士官と一隊の騎兵が居つたにも拘らず、石を投じてその窓を破壊して居つた。暴徒は次第に其數を増加して行つたばかりでなく、兵士が言葉や威嚇によるの外は彼等を攻撃する意思のないのを知ると、彼等は一層猛々しくなり、鐵槌を以

つて入口を徹塵に叩き破らうとした。そして窓に梯子をかけた。集つて居つた官吏等が裏口から逃れる丈の時間はあつたが、十五分間もすると、彼等は戸口を全く破壊して一齊に叫聲をあげて激流の如く内部へ流込んだ。此時から、窓框、鐵戸、椅子、卓、安樂椅子、書籍、紙、繪筆の夕立が、七六十尺の高さのある家のあらゆる窓から絶えず降り注いだ。それが濟むと暴力が剝取り得る建物のあらゆる部分の雨が續いた。騎馬及徒歩の軍隊はどうかと云ふに全く見物人であつた。彼等は、最初それを阻止するにはあまりに少數であつた。そして、彼等がより多數になつた時には、その周囲の一切の往來を阻止して一人も現場へ行くことを許さないが、掠奪物をもつて退去するものはすべて許すといふ事以外の行爲を行ふにはあまりに災害が進行して居つた。白い帽子をかぶつた數人の兵士は彼等に交つて、上官の目の前で暴徒にけしかけて居つた。

七月二十日、巴里の叛亂的精神はストラスブルグにも擴つてゐる。軍隊は一揆の徴候を示してゐる人民を監視するために使用されてゐる。人民は評判のよくない二三の高官の邸の窓を破壊した。そして彼等の一大暴徒團は一ポンド五フランで肉を買ふ事を異口同音に要求した。彼等は *Point d'impôt & vivent les états* を云々叫ぶ有してゐる。(註六一)

この一揆の主要原因は、勿論、不作であつたが、前述した如く、政府の方策が一層これを増大した傾がある。

穀物自由取引の禁止がそれである。各地方間の穀物取引の障礙、特に容易に得られなかつた特別の許可なくして一地方から他地方へ穀物を移動する事の禁止は、豊作の地方から不作の地方への移

入を妨げ、自然的不作の上に人為的不作を加へ増々價格の騰貴を誘致したのである。この結果、國民の資料其物が、廣大なる範圍に亘り國民を搾取する最も有效なる手段の一である穀物投機の對象物になつて居つた。そして、そこには反フイジオクラートの見解を支持するネッケルの思想が預つて大いに力あつた。ヤングは或る二三の有識者との題目について議論して、次の如き斷定を得てゐる。「若し、ネッケル氏が穀物貿易を自由にしたならば、眞實の缺乏と云ふものはなかつたであらう。而も穀物の立法に關する彼の著述の單なる註釋にすぎない彼の制限令は、他のすべての原因を共にしたよりも價格を騰貴さすにより以上作用した」と(註六二)。

然るに、當時のフランス農民の無智は不作と云ふかゝる絶好の好辭すら充分に利用するに足らなかつた。不作のために屢々一揆を引起されたが、そのために生ずる穀物の價格騰貴といふ事は、第三階級の活動に甚だ都合のよいものでありながら、第三階級の亂暴なる友人達に理解されてゐなかつたらしい。ヤングはこの事について次の如く述べてゐる。「民衆の亂暴なる友人達は、彼等の見解を大いに助け、人民の共通な感情に訴へる事をより以上容易にし、且價格が低い場合より彼等の目的にずっと都合のよい穀物の價格の高價といふことをよるこばないのが今に明白に分る様である」と。

従つて、これらの一揆はなべて何等計畫的統一的のものではあり得なかつた。それは通常容易に鎮壓されて了つた。それは、農民等が長い間堪え忍んで來た憤怒が、兇變によつて一時に潜在的內亂から公然の內亂へ變化したにすぎないのである。

然し、若しこれに決定的な統一性を與へたならば、形勢は全國に互る階級分解の實現性は可能であるといふ所まで進行して居つた事は勿論である。或は、寧ろ、一つの出來事が指導的立場にある首都に於いて起りさへすればよいと云ふ所まですべての準備が用意されて居つたと云つた方が適切であるかもしれない。

當時各地方は、すべて何事に於いても、有意的無意識的に、其指導的暗示を首府から受取るのを俟つて居つたのである。何故に、農民は彼等の利害と見解とを代表して獨立に事の成就に努力しなかつたか？ これは何人も一應不審を抱くのであらうが、其理由は外ではない。前述した如く、中央集權の發展が其理由の一で、二は彼等の精神的指導が全く識者及有力者から放棄されて居つたからである。

ナントの劇場に入り、その内部が悉く金と繪畫とで飾られ、折からの日曜で空席の無いのを一瞥して眼の眩むのを覚えさせられたヤングは、這般の理由に關して、思はず、神に向つて獨語した。「……すべてこのフランスの都市の富と華麗が、田舎としかく無關係であるとは何たる奇蹟ぞ」と、(註六三)

地方が巴里の風雲の動くにつれて動いて居つたといふ事實は、又屢々ヤングの日記の中に見出すことが出来る。

巴里に近いナンギスについては次の如く記されてある。

ナンギスは人々が政治家となるには充分巴里に近い。人々は、國民集會がそう命ずるならば、何

人も租税を支拂はない決心をしてゐる。

又、遠距離の地方は、革命が既に實行されてゐる事が明白であるに拘らず、巴里の意向が明確に報告された後でなければ敢えて動かなかつた。一七八九年の七月十五日には次の如く記してある。

「巴里からの報知、一切は混亂に陥つた。内閣は更代した。……すべての人の意見は、これは致命的の報道である、これは大なる擾亂を引起すだらうといふに一致してゐる。ナンシイに於いては、この結果はどうであらうか。余がこの問題を提出した人から得た答は、全く同じであつた。(曰く)、我々は一州都市である。我々は巴里に於いて行はれる事を傍觀してゐなければならぬ。然し、あらゆる事は人民の憂慮の的である。何となれば、パンは非常に高く、彼等は半ば飢え、不斷に擾亂を起す心構であるからである。これが一般の感情である。彼等はバリと殆んど同じ位に心配してゐる。然し彼等は敢然として動かない。彼等はの巴里の意志を知る迄は自己の意見すら敢えて持たうとはしない。……巴里がなければ、余は、フランスに根強く動きつゝある現在の革命が起り得たか疑はしい」と(註六四)。

一七八九年の七月十四日に、遂にこの全國的一揆の合圖が巴里にあげられた。穀と旱魃とが農業收穫を害した兇作の一七八八年、巴里の寒暖計が列氏十三度四分の三より下位を示した同年十二月の嚴寒の後、最後に三民議會の成立について人心が大いに激昂した後起つたバステイユの襲撃がそれであつた。

「其日の朝、サン・タントアヌは四方八方に突起する不氣味な案山子の一集團と化して居つた。波

の様に連つてゐる彼等の頭上には、頻りに一條かの閃光がほざきしり、白刃と鎗槍が日射にきらめく。サン・タントアヌの咽喉から、怖ろしい叫喚がほざきしる。赤裸な腕の林が虚空にもがいてゐる様子は木枯に萎えた枝々が立騒ぐにも似てゐる。指と云ふ指は、どんなに離れた所にゐやうとも、抛り上げられる武器や、武器として設立ちうるものなら、何んでも掴む。

武器は誰が與へたのか。今何處から來たのか、初め何處から出されたのか、どんな力によつて、さながら、稻妻の様に、一度に二十位宛、群衆の頭上をうね／＼と震へ動いて來るのか、群衆の誰の眼にも分らない。だが現に小銃が分配されてゐる。——同様に、彈藥も、火藥も、彈丸も、鐵や木の棒も、小刀、斧、槍、其外狂亂した人間の智慧が見出す事の出來、思ひつく事の出來るあらゆる武器が分配されてゐる。外に何も手にすることの出來なかつた人々は血だらけにしながら堀に築かれてゐる石や煉瓦を無理やりにもぎはづしにかゝつてゐる。

サン・タントアヌのあらゆる人々の脈搏と心臓は熱病的に緊張し白熱してゐる。そこに住む人間は一人残らず生命を塵芥の様に輕んじて、それを犠牲にする機會を狂氣のやうに熱心に望んでゐる」

巴里市民のこの熱狂は直ちに全フランス人民に分有され實行され、こゝに初めて革命は實行的になつた。

王はこの報をさきながらも尙それを一揆であると思つて居つたが、リアンクール公は敢然として否、それは革命であると王に進言したのである。

「今や、封建的權力があらゆる生ける物を捉へて、自利のために、之を壓搾機の中のブドートの様に押しつぶしてゐる。この事實をどくのは牽強附會であるか？ 今や、封建制度は川の流れる水の上にも貧乏人の草と犬糞のパンを焼く火の上にも、工場の風車を廻す風の上にも、その権利を行使してゐるではないか？」

百姓は道路を一足歩くにも、川にかけたよろ／＼橋を渡るにも、村の市場で一ヤールの布切を買ふにも、封建的勢力の掠奪に逢はねばならぬ。フランスが永久的に之を忍ぶと考へられるか？」と云ふ農民の全體的叫は、都市貧民階級の暴動と合して巴里のカフェーから街上へ、街上から三民議會へ迄馳上つて第三階級の代表者を感激せしめ、遂に有名なる八月の夜の國民的感激となつたのである。

六 農民の革命に於ける地位……結論

要之、古代制度に於ては、王及貴族の農民に對する態度は戰勝者のそれであつた。あらゆる生活あらゆる活動は、彼等の眼に彼等の戰勝の一部分としてしか映らなかつた。すべて、農民は動けば、必ず何等かの支拂を強制されたのである。一七八九年の八月四日の夜、無償で廢止された封建的權利が百五十を下らないのを見ては、如何に農民が國家や領主によつて可及的最大限度に搾取されたかを推定する事が出来る。誰か、トックビエユによつて組立てられた封建的諸稅表を一讀せんか、何物も逃れることの不可能なのを知るであらう。」

ジョレスは云ふ「かくの如く、あらゆる自然力の上に、成長し、傷き憩ふ所の萬物の上に、封建的權利は其奪略の手を延ばした。魚の多い河水に、籠に赤く燃え立つた大麥と燕麥との混ざつた貧しいパンを焼く火に、麥挽風車を廻轉さす風に、壓搾器から絞出される葡萄酒に、野菜園や田畑を荒しに森の中から高い牧草の中から出てくる貪食な獲物に。」

「農夫は貪欲な、意地悪の封建制度に出會しないで道路に一步を踏出す事も、ぐら／＼動く木橋を渡つて狭い川を越えることも、村の市物から一尺の羅紗も、一足の木靴も買ふことは出来ない」と。(註六五)

事態かくの如くであるから、鬱憤が次第に蓄積された事は何人も想像する事が出来る。彼等は殆んど一揆を起さんとしつゝあつた。彼等は自己の信頼、解放の精神と云ふ一物をのみ缺いて居つた丈であるから、革命の雷鳴が一度宮殿を揺すぶつて、特權の維持に云ふ鑛金に輝いて居つた最高權力を驚駭せしめるや否や、直ちに、彼等は長い俗世の夢から醒めて恐ろしい叫聲と共に、其殘忍なる輝きをもつ眼差によつて巴里から到來した自由と狂嵐の閃光に應へたのである。バステイユの破獄は正に全國的一揆の合圖であつた。

一部の人々は、この擾亂を見て驚駭の餘り、封建的租稅は遂に農民をしてフランス大革命を勃發せしめた如く考へてゐる。然し、これは明白に謬つてゐる。何故かなれば、既述した如く、農民の全國的蜂起の光芒は正しく巴里から來たものであるからである。農民を謀反に馳立てたものは封建的租稅である事は云ふ迄もないが、農民一揆は一七七三年にポカチヨフの旗下で、ロシア農民の行つた様な恐ろしい形を取つた時でも、革命ではないことに注意しなければならぬ。

革命は、都市や農村に於ける反亂の無限の繼續以上のものである。政黨間の單なる闘争以上のもので、如何様に殺伐であらうとも單なる市街戦と同視すべき性質のものでなく、又一八三〇年と一八四八年にフランスに行はれたやうな政府の單なる變更よりも遙かに勝るものである。従つて、革命は農民の一揆によつて成就されたものでも、又バステイユの破獄を實行した巴里郊外の下層民でもないものである。

クロボトキンに従つて定義を試みるならば、革命は幾世紀もかつて地中に根を下し、最も熱烈なる改良家達でさへも其著述にそれを攻撃する事を敢えてなし得ない程に確かりと動かし難く見える制度を僅少年月で迅速に顛覆さす事である。短日月に、その時まで一國民の社會的、宗教的、政治的及經濟的生活の精髓を構成してゐるものの總てを崩壊し去るものが革命である。そして、人間の複雑な諸制度と諸關係、各々に關して習得した諸思想と認定された諸概念の顛覆を意味する。(註六六)

我々は農民の窮迫が革命の唯一の條件でなかつた事を第一に證明しなければならぬ。そのためには我々は農民を蜂起せしめた封建的租税が、單に抽象的に考へれば甚だ過當であり、又個人的にも屢々不當すぎる程不當であつた事は認めるが、全體的に考察してこれを數字に現して見ると、それは決して農民を壓殺して了ふ程度のものでなかつた事に注意すべきである。そして、このためには、當時のフランスに於ける土地所有の分配、状態を考察すればよい。

ジョレスは云ふ「教會の土地がどれ丈の廣さか。これを精確に知ることは甚だ困難である。ポール・ボアトールは貴族及僧侶はフランス全土の四分の三を所有して居ると斷言してゐる。これは明らかに過言である。全州の社會状態をよく視察したヤングは、小有産者の數は、即ち「耕作者に屬してゐる小耕地」の數は甚だ多數であつて、王國の三分の一を包有してゐる筈であると確言した」と(註六七)。この計算は前述した如く、ベザム・エドワーズ及トックヴィユのそれと異つてゐる。私はこの何れか正當であるか判定出来ない。然し、農民階級の所有地と云ふ様に獨立に見ずと、ブルジョア階級のそれもこめた第三階級即ち平民の所有地と貴族僧侶等の特權階級のそれとを對比的に考慮するならば、概略ではあるが、この間の形勢を決定する事が出来ると思ふ。このために先づ注目すべきは、ブルジョア階級が土地資本家として、早くから農村に進出して居つた事實である。

特に、二世紀以來、ブルジョア階級が多くの土地を買入れた事は確かな事實である。製造及商業によつて富んだ商工業者は土地を購入して、屢々ブルジョア的主人としての苛酷さ、領主以上の壓迫すら農民に加へて居つたのである。この土地に對する資本家的ブルジョアの顯著な運動が十八世紀になつたならば、マルクスが農業資本主義學派と云ふ甚だ上手な呼稱をつけたケネー及重農學派の人々はあれ程の重要性を持ち得なかつたであらう。

然るに他方に於て、僧侶の土地獲得に對しては、財産の不讓與に關する一七四九年の勅令が嚴重な反對を示した。この勅令の適用のために、僧侶は遺贈を受けた場合と雖も、償却税として土地の價格の五分の一、平民の財産及動産の場合には六分の一を支拂ふことを強制された。この結果敬虔なる人々の遺贈は甚だ疎れになつた。償却税は一七八四年には、二十萬リブル以上は國家の收入

とならなかつた。かやうに、十八世紀の後半を通じて教會の領地の増加は停止されはしなかつたが、少くとも弱められて行つた。

故にジョーレスは云ふ、「若し、吾人にしてこの確かに重要なブルジョア階級の所有地をヤングが指示した農民の所有に加へるならば、ブルジョアと農民とによつて所有されて居つたものは確かに土地の二分の一以上である」と(註六八)

加之、一七八八年の憲法議會の前、九月二十四日の演説に於ては、Friedhardは僧侶の財産全部を四十億に評價してゐる。然るに、この計算の中には最高の價格を有する都市の不動産が包有されてゐるから、彼が評價した僧侶の農業領地は三十億以上には殆んどならない。だが、この評價は恐らく不完全なものであらう、そして、眞實を云へば、憲法議會そのものも多分僧侶の土地の價格の精確なる表を所持してゐる筈はなかつた。然しこの三十億と云ふ數字は、ヤングの甚だ秩序立つた、そして甚だ精細な計算の結果と同じく、殆んどフランスの農業資本の十五分の一を代表してゐる。

従つて、貴族僧侶か、フランスの土地の四分の三を所有して居つたと云ふ事は認め難い。彼等は、少くとも三分の一を所有して居つたと推測すべきであらう。何んとなれば、「若しブルジョア階級或は農民階級、平民の所有地が四分の一しかなかつたとしたならば、さうしてこの狭い土臺に課税の一切の重荷を脊負はす事が出来たであらうか。」(註六九)

若し、土地の四分の三と云ふものが特權を有し、課税を免がれて居つたとするならば、一切の重荷を負はされた少數の下級農民は、たゞ疲勞したに止らず、茫然自失して自己を忘却して了つたであらう。

事實、十分の一税として支拂はれて居つた金額は、我々に、農民の土地所有額が甚だ大であつた事を教えてゐる。ラポアジエは小麥に賦課された十分の一税は七千萬リールに過ぎなかつたと算定してゐる。が、憲法議會の財政委員會は十分の一税の年額を壹億二千三百萬と計算してゐる。この中貴族は特種十分の一税、封建的十分の一税しか拂つて居らなかつたので、其額は壹千萬にも殆んど上らなかつた。故に年々非特權地が十分の一税として提供したものは、壹億壹千三百萬である。

然るに、十分の一税は、事實には收穫の十分の一を代表せず、全體として二十五分の一、或は三十分の一しか代表してゐなかつた。従つて、この壹億壹千三百萬の額は、非特權地の全農産額が三十五億乃至三十億であること、即ち、全フランスの總農産額の半分以上であることを示してゐる。故に、我々は、貴族及僧侶がフランスの土地の三分の一から二分の一を有して居つたと云ふ結論が甚だ眞に近いものであるを看做すべきであらう。ジョーレスは尙附言して云ふ、「若しも、特權階級の領土力が、この限界以上に及んで居つたならば、其勢力は甚だ壓倒的、甚だ專斷的であつて、云ふまでもなく、革命を不可能にしたであらう」と。

故に、農民を苦めた我々に思込ませる封建制度は、其實力に於て、既に革命の來る以前に瀕死の状態にあつたと云ふ事が出来やう。ルイ十一世やルイ十四世が既に其主根を切斷して了つた古い封建樹から其最後の支根である遊惰無生産的の貴族僧侶及其特權を奪ふために、新らしい一革命は

殆んど必要でなかつたのである。

思ふに、農民革命が成功するためには、全國的中央集權の前提条件が必要であるが、それ丈では未だ不充分である。絶対君主制の中央集權主義が極度に發展し、貴族と市民階級とが嚴然として對立關係にある事が必要である。そして貴族は封建的所有源泉を殆んど放棄して、單なる市民的所有源泉、即ち地代を收得する市民的地主階級とまでに變形してゐることが必要である。換言すれば、特權對市民の關係が、同時に生産的工業的對浪費的地主的關係となつてゐる事が必要である。そして最後の一條件としては、細少の異同を計算せずに、この二大軍營の一部に農民階級が参加する事が要求される。かくしてこそ、一地方、一國の農民階級の革命或は一揆も、一地方的事件でなく、大なる文明的事件の一つ、ヨーロッパ的事件の一斷片たる資格を得る事が出来る。

一七八九年のフランスの農民階級はかくの如き雰圍氣の中に生活して居つたのである。ラッサールは云ふ「十八世紀に眞に革命的であつたものは、工業の進歩、公民的生産の進歩、益々發達する分業の進歩と、是によつて發生せる資本の富である。而して、この富は、専らブルジョワジイの手中に蓄積せられた。それは正しく、ブルジョワジイが生産に従事し、又其利益を占有する階級であつたからである」と。(註七〇)

故に、我々は、一七八九年のフランスに於ける農民階級は、彼等の中にも稍々富める者と甚だ貧しき者との混合はあつたが、ブルジョアジイと合體する事によつて、十八世紀の革命的意識の中に生さる事が出来たと結論する事が出来る。

然し、農民の蜂起が指導的のものでないが、有識なる第三階級に、實行的援助を與へたことは彼等の動かす事の出来ぬ貢獻であると云ふ事を承認しなければならぬ。

農民の蜂起は、世人に堤防が既に破壊したの感を與へた事がそれである。たとへ、パリの市民が七月十四日(バスティユ)に征服されたとしても、農村の運動は一七八九年の一月以前の狀態に田舎を回復さすの最早不可能な事を我々に示して居つた。即ち、一七八九年の三月以後は、最早何人も封建的租税を支拂はなかつたのみならず、領主にあらゆる種類の領主的權利を放棄した書類に署名すべき事を強制し、封建的諸權利に關する文書を燒却した。そして、有産者と財産とに對する一種の宣戰をも公言して居つた。「約言すれば、プロバンスに於ては、貴族と僧侶とに一七八九年八月四日の彼等の最初の讓歩をなさしめたところの農民叛亂の開始を既に四月から見ることが出来る」。

従つて、この狀態がヴェルサイユに於ける第三階級の議員をして革命の歸するところを明白に表示せしめ、富の分配について又政府の組織について、革命を完全に遂行せしめる偉大なる後援をなしたことは否定出来ない。

クロボトキンは云ふ「冬に始つて一七九三年まで絶えず成長し續けた農民一揆なしでは、君主專制權の撤去は、そう完全には決して成就しなかつたであらうし、又政治的、經濟的、社會的のあれほどの偉大な變化を伴はなかつたであらう。云々」と。(註七一)

又エンゲルスも云ふ「今日の如く最も進歩した國々に於ける高度の發展階段に於て現はれるが如く、あの全國民が二大軍營に分裂する事は斯様な事情の下に於ては純粹に不可能であつたが、かゝ

ることは國民の中、他のあらゆる階級によつて搾取されてゐる最下層の階層即ち農民と平民とが起上つた時に於てのみ初めて起りうる所である」と(註三)其かに於て差こそあれ、農民は疑もなく、フランス革命を遂行した一分子であつた。

- 註一 M. Krowalewsky, *Le France économique et sociale*. Tome 2, p. 1.
- 註二 De Tocqueville, *The ancient régime and the Revolution*, p. 151.
- 註三 Arthur Young, *Travels in France*, by B. Edwards, p. 83.
- 註四 De Tocqueville, op. cit. p. 152.
- 註五 De Tocqueville, op. cit. p. 113. 43?
- 註六 H. Taine, *L'ancien régime*, Trentième édition vol. II, p. 273.
- 註七 A. Young, op. cit. p. 55.
- 註八 *Ibid.*, p. 193.
- 註九 *Ibid.*, XIII.
- 註一〇 *Ibid.*, p. 16.
- 註一一 *Ibid.*, p. 56.
- 註一二 *Ibid.*, p. 57-58.
- 註一三 De Tocqueville, op. cit. p. 49.
- 註一四 *Ibid.*, p. 126.
- 註一五 Montesquieu, *De l'Esprit des lois*, livre XIII chap. 1.
- 註一六 *Ibid.*, livre XIII, chap. VII.
- 註一七 *Ibid.*,
- 註一八 Arthur Young, op. cit. p. 7.
- 註一九 De Tocqueville, op. cit. p. 161.
- 註二〇 Montesquieu, op. cit. livre XIII, chap. VII.
- 註二一 A. Young, op. cit. p. 14-15.
- 註二二 *Ibid.*, p. 18.
- 註二三 Montesquieu op. cit. livre XIII, chap. XII.
- 註二四 Kropotkin, *The great french revolution 1927*, vol. I, p. 37 Note.
- 註二五 J. Jaurès, *Histoire Socialiste de la Revolution Française* Tom I, p. 29.
- 註二六 *Ibid.*, p. 29.
- 註二七 Montesquieu, op. cit. livre XIII, chap. XIV.
- 註二八 *Ibid.*, livre XIII, chap. VIII.
- 註二九 *Ibid.*, livre XIII.
- 註三〇 カンタキー、フランス革命時代に於ける階級対立 八三頁
- 註三一 Montesquieu, op. cit. livre XIII, chap. XIX.
- 註三二 Tocqueville, op. cit. p. 157; Taine, op. cit. p. 241.
- 註三三 Tocqueville, op. cit. p. 156-157.
- 註三四 Taine, op. cit. p. 240.
- 註三五 石川巖庵譯、ルソー懺悔録前篇三四五頁、
- 註三六 Tocqueville, op. cit. p. 45.

- 註三十三 Ibid., p. 41.
 註三八 A. Young, op. cit. p. 18.
 註三九 Ibid., intro, VI.
 註四〇 Ibid., intro, X.
 註四一 Toqueville, op. cit. p. 41.
 註四二 Ibid., p. 158.
 註四三 A. Young, op. cit. p. 61-62.
 註四四 Kropotkin, op. cit. p. 18.
 註四五 Higgs, *Physiocrats*, p. 8-10.
 註四六 Taine, op. cit.
 註四七 A. Young, op. cit. p. 27. 28. 54. 125. 197-198.
 註四八 Ibid., p. 125.
 註四九 Montesquieu, op. cit. livre XIII chap. II.
 註五〇 五一 マルクス、エンゲルス全集(改造社版) 第四卷、二九〇頁。
 註五一 A. Young, op. cit. p. 189.
 註五二 Toqueville, op. cit. p. 164.
 註五三 カンキヤ、前掲書、一八五頁。
 註五四 同上、 八六—八七頁。
 註五六 Taine, op. cit. p. 295-296.
 註五七 マルクス、エンゲルス全集 前掲書、三一九頁。
 註五八 Kropotkin, op. cit. p. 2.
 註五九 Ibid., p. 39-40.
 註六〇 A. Young, op. cit. p. 154.
 註六一 Ibid., p. 207-208.
 註六二 Ibid., p. 154.
 註六三 Ibid., p. 132.
 註六四 Ibid., p. 201.
 註六五 J. Jaures, op. cit. p. 35-36.
 註六六 Kropotkin, op. cit. p. 2-3.
 註六七 J. Jaures, op. cit. p. 43.
 註六八、六九 Ibid., p. 44.
 註七〇 小泉信三譯、ラッサール労働者綱領、一六頁。
 註七一 Kropotkin, op. cit. p. 44-45.
 註七二 マルクス、エンゲルス全集 前掲書、二九三頁。